

令和 4 年提案における  
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての  
関係府省からの第 1 次回答及び提案団体からの見解等  
一覧 (235 件)

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
1	さいたま市 【重点10】	介護予防支援に係る民間法人の参入	居宅要支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援については、その指定を受けることができる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。	現行制度においても、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。しかし、①委託に関する事務負担が追加されること、②介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことなどから、委託者及び受託者双方に負担が存在する。この結果、指定介護予防支援事業者から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。	地域包括支援センターの業務は総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など多岐にわたるが、後期高齢者が急増する中、その負担が増加している。介護予防支援業務について居宅介護支援事業者を活用できれば、地域包括支援センターの運営が円滑となる。多くの指定居宅介護支援事業者は既に介護予防サービス計画の業務に携わっており、また、市町村が指定権者であり指導権限を持つことから、介護予防支援の質の確保には問題がないと考えている。	厚生労働省	宮城県、仙台市、春日部市、入間市、富士見市、江戸川区、三鷹市、相模原市、平塚市、海老名市、浜松市、草津市、大阪市、高松市、熊本市、大分県、沖縄県	○地域包括支援センター職員の業務負担が多く、人員不足の状態がある。 ○予防の対象者が増えているが、委託を受けてくれる事業所が減ってきているため支障が生じている。 ○当市も、提案団体と同様、委託可能な居宅介護支援事業所が見つからないといった支障事例がある。委託先を見つけるために時間を割かなければならず、本来業務である地域支援事業に時間がかけられない状況である。 ○高齢者人口や認知症高齢者の増加により、業務量が増大しているにも関わらず、専門職の確保が困難な状況である。 ○指定介護予防支援の介護報酬が安価であることを理由に居宅介護支援事業者が受託に積極的ではなく、委託先の事業所を確保することが困難である。 ○当市では、居宅介護支援事業所への再委託の場合、報酬の95%が居宅、5%が地域包括支援センターの取り分である。そのため、センターから居宅への委託にかかる事業所の選定・確保、会議への参加や給付管理等の事務負担があることから、一部委託といってもセンターの負担が大きいものの、委託連携加算の導入による享受がない。 ○包括的支援事業の実施においても、高齢者虐待対応や権利擁護支援によってセンター職員の負担が増大し疲弊している。 ○当市においても地域包括支援センターが抱えるケース数は近年増加しており、業務量を圧迫している。委託する場合についても、地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)の委託に関する事務負担があることから業務量を圧迫している状況がある。さらに、介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことなどから、地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。 ○令和3年度の介護報酬改定により、指定居宅介護支援事業所への委託が進むよう「委託連携加算」が新設されたが、利用者1人一回限りの加算であることで、受託者委託者双方に事務負担が増し、委託が進むような状況には至っていない。 ○地域包括支援センターからの委託料が少ないことから、委託を受け付けられない居宅介護支援事業所が少なくない。 ○居宅介護支援事業所では、ケアプランの通減制があることから、介護予防ケアプランを受託すると通減制の対象件数に組み込まれることから、受託に消極的な居宅介護支援事業所が多い。 ○介護予防ケアプランは、居宅ケアプランと同程度の業務量であるにも関わらず、その基本報酬が非常に低いことから、居宅介護支援事業所に支払う委託料も少なく、居宅介護支援事業所としても、積極的に受託するような状況にはない。 ○当市においても地域包括支援センターにおける介護予防支援業務(地域支援事業及び介護給付)がセンター業務の負担となっている実情がある。制度上、介護予防支援業務については居宅介護支援事業所へ委託可能であるが、介護予防支援は居宅介護支援に比べ介護報酬単価が低いこともあり、センターの業務負担を軽減する件数まで受託頂けていない。
2	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 【重点19】	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。	【現行制度について】 過疎法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。 【支障事例】 過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。 【支障の解決策】 過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。	統合し重複を解消することで、作成及び改訂時の業務を軽減するとともに、住民にとって、過疎方針と過疎計画をそれぞれ閲覧する必要がなくなり、理解促進に資する。	総務省	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県	○過疎計画は過疎方針の内容と重複する記載が多くなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域包括支援センターは、包括的支援事業(高齢者等からの相談に幅広く対応する総合相談支援業務、高齢者虐待等への対応を行う権利擁護業務、介護支援専門員への支援や指導を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)と要支援者等に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとを総合的に行うことにより、地域の関係者とのネットワークのもと地域の高齢者等の生活を包括的に支援する機関である。こうした取組を通じて、市町村と一体となって、地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。</p> <p>要支援者等の軽度者に対するケアマネジメントについては、要支援者に対する介護予防支援と要支援となる前段階の者を含めた高齢者への介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが一体的に行い、介護予防給付のサービスや市町村が実施する地域支援事業につなげ、地域とのつながりを維持しながら、要支援者等の有する能力に応じた柔軟な支援をするほか、地域課題の把握等を行うことが重要である。このため、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点等から、地域包括支援センターが引き続き当該業務を行うべきであり、業務委託を推進するための環境整備が重要との意見を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、委託連携加算の創設を行ったところ。</p> <p>地域包括支援センターの業務量等については調査研究等で把握しているところであり、民間法人たる居宅介護支援事業所が介護予防支援事業の指定を直接受けられるようにすることについては、センターの業務負担軽減と機能強化や介護予防を効果的に実施する観点から、その他の業務のあり方を含め、引き続き社会保障審議会介護保険部会等の意見を踏まえて検討していく。</p>	<p>第1次回答では、地域包括支援センターでなければ要支援者等の有する能力に応じた柔軟な支援等ができないように読めるが、当市の介護予防支援の委託割合は60%を超えており、半数以上のケアプランを居宅介護支援事業者が作成していることからすれば、民間法人である同事業者で対応可能なことは明らかである。</p> <p>また、令和3年度介護報酬改定における委託連携加算の創設に関して、同支援センターの負担軽減という観点では評価できるものの、委託開始時に1度だけ約3,000円報酬増では効果は限定的である。このため、当市の令和3年度の委託件数は前年度比0.7%に留まっている。委託では、ケアプランの作成自体は委ねられても、委託先を探す手間や介護報酬の請求事務は同支援センターに残ることから、業務負担を軽減する抜本的な解決にはならない。よって、報酬面だけでなく、手続の負担軽減といった重層的な対応が必要。</p> <p>団塊の世代が後期高齢者となる中で、介護需要の増加はこれまでにないペースになると見込まれる。同支援センターの業務負担が過大となっている状況は、平成30年度の「地域包括支援センターの業務実態に関する調査研究事業」報告書や、第89回社会保障審議会介護保険部会で同支援センターの業務の整理に関する見解から、既に厚生労働省にて把握されているものと思われる。</p> <p>以上を踏まえ、委託連携加算の創設といった現場の危機感と乖離するような手法ではなく、地方公共団体の置かれている状況を十分に知の上、同支援センターの業務負担を抜本的に改善すべく、そのための方法や検討時期等を具体的に設定の上、早急な対応を強く求める。</p>	<p>【仙台市】 「委託連携加算」の創設については一定の評価はするが、このことによって地域包括支援センターの業務負担が軽減したとは言い難い状況が窺える。</p> <p>地域包括支援センターの業務は明らかに増加傾向にあり、業務負担軽減は待ったなしの状態にあることから、「地域包括支援センターが引き続き介護予防支援事業を行うべき」と回答されるのであれば、介護予防支援事業について、その業務の在り方も含め、地域包括支援センターの業務負担が軽減されるような改善策を早急に示して頂きたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、地域包括支援センターについては年々業務負担が増加しており、介護報酬額の見直しや業務負担が軽減するような取り組みの推進を図るべきとの意見が寄せられているため、配慮していただきたい。</p> <p>【全国町村会】 要介護者と要支援者の高齢夫婦等の世帯が増加する中、両者のケアマネジメントを一体的に受けられることは利用者の生活にとって重要であり、介護予防の効果的実施にも資するという観点からも、提案団体の意見も踏まえ、提案の実現に向けた検討を求める。</p>
<p>過疎方針は、都道府県の施策の大綱となることに加え、過疎地域持続的発展市町村計画(以下本回答中「市町村計画」という。)策定の前提として不可欠であり、必要である。</p> <p>過疎方針が上記性格を有する一方で、過疎地域持続的発展都道府県計画(以下本回答中「都道府県計画」という。)は、過疎方針を踏まえ、都道府県が具体的にどのように事業を実施していくかを定めるものであり、性格を異にすることから、過疎方針の廃止・都道府県計画との一元化は困難である。</p> <p>方針策定時の主務大臣の同意については、過疎方針が国の施策と整合していることを確認するために必要である。また、市町村計画と国の施策との整合性が間接的に保たれる仕組みとして、過疎方針に基づく計画策定が必要である。</p>	<p>過疎方針の廃止について、都道府県施策の大綱となるものであるため困難との見解は理解する。過疎方針と都道府県計画の一元化については、異なる性格・役割の制度を内容的重複に着目し、一の制度に集約する考え方であり、性格を異にするという理由では否定されないと史料する。</p> <p>本来市町村計画は、過疎地域の持続的発展の実現に向けて、それぞれの地域の実情に基づき、施策を展開することで本領が発揮されることとあり、法に基づき、且つ議会での審議を経て策定される市町村計画について、国の施策との整合性をどこまで求める必要があるかは議論が必要。また、ガイドラインとなる過疎方針が大臣同意を受けることと、市町村計画と国の施策との整合性が担保されることとは、必ずしも同一ではなく、整合性が真に必要なであれば、国が、市町村計画を直接確認すべきである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
3	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 <b>【重点20】</b>	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通計画(令和2.11法改正前の地域公共交通網形成計画(計画期間5年。以下マスタープランという。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間が期限。以下実施計画という。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、経由地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会という。)の承認を経て、国に変更申請し、承認を得る必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機敏に、試行錯誤を繰り返し地元にとって使いやすい路線にしていくためには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。	業務の負担軽減、効率化につながる。	国土交通省	宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県	○現状、軽微な変更を届け出制にすることで、協議会委員の負担と職員の事務負担の軽減となる。 ○当県の地域公共交通計画において、利便増進実施計画を策定し認定を受けているが、当該計画の町営バスについて、デマンド型となっている一部の便を定時定路線型にしたいという住民の声があった。 ・この住民の声を受け、町としては、試行的に定時定路線型にするという検討も行ったが、協議会での承認及び国の承認が必要という手続きの煩雑さが一要因となり、最終的にデマンド型のままで運行するという判断となった。 ・他の判断要因としては、町の大きな方向性として基本的にはデマンド型で運行するという方針を打ち出していることと計画期間の5年間は計画どおり運行してはどうかということもあったが、町としてはもっと簡単な手続きであれば試行的に定時定路線型にしてみるという判断にもなり得たかもしれないということ。
4	鳥取県、兵庫県、全国知事会 <b>【重点21】</b>	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。	建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。 一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。)。今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。 ※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。	業務の負担軽減、効率化につながる。	厚生労働省、国土交通省	-	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画(地域公共交通利便増進実施計画)を作成することとされている。</p> <p>持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保するためには、地方公共団体が、交通事業者等と連携して取り組むことが重要であるため、実施計画の作成においては、地域の関係者の同意を得ること等を要件としている。また、国土交通大臣による実施計画の認定を受けた場合には、法律上の特例措置を受けることができる。</p> <p>したがって、計画の変更に関しても、原則として、作成時と同様の手続きを踏むよう求めているところ。</p> <p>一方、微細なルート変更や予定便数の微増減等、利便性への影響が軽微なものにとどまることが明らかな変更については、簡素な手続きによるべきであることから、国土交通大臣あるいは権限の委任を受けた運輸局長に対し、変更点を共有すればよいとする等、柔軟に運用している。</p> <p>計画の記載内容の微修正として、認定手続きを要しないものについては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」詳細編P71にも掲載しているところだが、例えば、ご提案のデマンド型になっている一部の便を定時定路線型に変更することは、地域の関係者への影響を総合的に判断するなどの必要があるため、ご不明点がある場合には、各運輸局交通政策部までご相談されたい。</p>	<p>いただいた一次回答は、現行規定の説明に留まっており、当県が求めている手続きの簡素化についての言及はないものと認識している。その上で、回答の中で「ご提案のデマンド型になっている一部の便を定時定路線型に変更することは、地域の関係者への影響を総合的に判断するなどの必要があるため、各運輸局へ相談されたい」とあるが、今回の当県の支障事例は、当初計画のデマンド化を図るという大方針は維持したまま、一部の便のみについて、住民の利便性向上を考慮して定時定路線に変更するものであり、国が地域の関係者への影響を総合的に判断する必要はないものと考えている。地域公共交通利便増進実施計画に係る相談は、本省案件となることが多く、このようなケースバイケースの対応では、手続きの往復に時間を要し、国、地方自治体ともに労力を要することとなるため、相談することなく計画の変更が可能となるよう手続きの簡素化を検討されたい。</p> <p>また、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」詳細編P71には、認定が不要なものとして「バス停名の変更」「バス停の位置変更・改廃を要しない微細なルート変更 等」の二項目のみが個別に例示されているが、変更の要否の基準を明確にすることで相談自体が減るものと思われる。変更の認定の基準の例として、P71には「原則として変更の前後で定量的に利便性が向上しているかをチェックしていますが、作成前と変更後で利便性が一定程度改善していれば良いとして、柔軟な変更もある程度許容しています」と記載があるが、例えば、この「利便性が一定程度改善」するものについては、定量的なチェックが不要となるのではなく、認定自体が不要で届出制とするなどの取り扱いの緩和や、認定が不要な場合の例示を増やすことなども手続きの簡素化として検討していただけないか。</p> <p>このような様々な工夫により、現状煩雑となっている手続きをどうすれば簡素化できるのかという姿勢で検討をいただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。</p> <p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。</p> <p>一方、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議と、都道府県計画に係る協議会を同時に開催することを妨げるものではなく、今後都道府県労働局に対して配慮するよう指示を出すこととする。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。</p> <p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。</p> <p>なお、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議については、都道府県計画に係る協議会と同時に開催することを妨げるものではないと厚生労働省から伺っており、国土交通省としても引き続き必要な協力を実施していく。</p>	<p>都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定とあるが、計画が根本的に異なるような差異は無いものと思われる。また、あえて地域差を挙げるとすれば、外国人労働者の増加等に関する事項を想定しているものと思慮するが、国の基本方針では外国人労働者についての記述はない上、外国人労働者の問題は、建設業に限ったものでもなく、社会保障制度全体の問題にもなる。</p> <p>廃止は困難とのことであれば、都道府県労働局との同時開催などの配慮がいただけるよう協力をお願いする。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
5	鳥取県、 兵庫県、 和歌山 県、全国 知事会  【重点22】	総合保養地 域整備基本 構想に関する 主務大臣 協議の廃止 等	総合保養地域整備基本 構想について、主務大臣 への協議を廃止する等、 廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。 そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上で の主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	業務の負担軽減、効率化につながる。	総務省、農 林水産省、 経済産業 省、国土交 通省	宮城県、岡 山県、福岡 県	—
6	鳥取県、 滋賀県、 京都市、 堺市、兵 庫県、徳 島県、全 国知事 会、中国 地方知事 会  【重点23】	地震防災緊 急事業五箇 年計画を他 計画での代 替を可能と すること	地震防災緊急事業五箇 年計画を他計画で代替 可能とする。	国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、 趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業 について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整す る必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域 計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別 措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の 負担又は補助の特例等」含め、本計画は国土強靱化地域 計画で代替可能としても支障が無いと考える。	業務の負担軽減、効率化につながる。	内閣府	宮城県、千 葉市、浜松 市、高知 県、福岡 県、熊本 市、大分県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。</p> <p>同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができることとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。</p> <p>市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響を確認するため審査が必要である。</p> <p>このため、政策評価を行った上で主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。</p>	<p>社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時（昭和62年）、基本方針見直し時（平成16年）から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。</p> <p>具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。</p> <p>総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不適當ではないか。</p> <p>以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。</p> <p>また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。</p> <p>さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>地震防災対策特別措置法（以下「地防法」）では、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項について、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」）を都道府県知事が定めることができる。また、提案に示されている国土強靱化地域計画（以下「地域計画」）は、国土強靱化に係る指針等について、都道府県又は市町村が定めることができるものとされている。</p> <p>地防法では、五箇年計画に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、同法第5条により、国は特別の配慮をすることが求められている。</p> <p>また同法第4条において別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合について特例が定められているため、都道府県知事は、五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（同法第2条第3項）。一方で、地域計画には、作成にあたり、内閣総理大臣との協議を行う規定はない。</p> <p>そのため、国との協議を必要としない地域計画をもってして、五箇年計画と見なすことは出来ず、代替可能とすることは困難である。</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に制定された地震防災対策特別措置法が策定根拠となっており、国土強靱化地域計画は東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に制定された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が策定根拠となっている。</p> <p>このように災害対応においては大規模災害の教訓を踏まえた必要な措置が採られているところであるが、目的・趣旨が類似しており、内容が重複している計画等に関しては、個々の法令で計画策定を求めるだけでなく、一体的策定や計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなどの対応をすべきであると考え。</p> <p>国土強靱化地域計画に関しては、国作成のガイドラインにも記載のあるとおり、個別事業の実施内容についても記載することが重要とあり、記載内容も地震防災緊急事業五箇年計画の内容を包含しているものとなっている。このような記載が求められていることを鑑みると、地震防災対策のみを扱っている地震防災緊急事業五箇年計画の必要性は低下していると考えられ、実質的に補助の特例を受けるための形骸化した計画となるおそれがあり、また策定に要する事務負担も非常に大きくなっている。</p> <p>国との協議が必要であれば、国土強靱化地域計画のうち地震防災緊急事業五箇年計画に係る部分をもって協議を行うことは可能であるか。</p> <p>上記を含め、代替可能措置に関してさらにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>防災分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
8	島根県 【重点24】	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。 また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。	【現行制度】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 →温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針 ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 →地域計画 ・水質汚濁防止法第16条第1項 →測定計画 ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 →都道府県食品ロス削減推進計画 【支障事例】 審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。	策定や改定に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。	消費者庁、環境省	宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県	○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができる。と考える。
9	豊橋市	児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること	児童扶養手当の現況届について、現行制度において特段の事情がある場合や全部支給停止者を除き原則対面による手続きが必要であるところ、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合、かつ、支給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法(郵送等)も可能とすること。	児童扶養手当の現況届については、法令上の定めはないものの、厚生労働省通知等により、「特段の事情がある場合及び一定の全部支給停止者を除き、対面による手続きが求められる。」が求められている。 しかしながら、受給資格者の中には平日に仕事を休めない方が多く、特にお盆期間中に来庁が集中し、ピーク時は待ち時間を含め手続きに1時間以上を要するなど、受給者の大きな負担となっている。加えて、手続きの中で受給資格の確認にあたりプライバシーに関する聞き取りをすることがあるが、待合人数が多く窓口との間に十分なスペースを確保することが難しいため、プライバシーの保護に配慮した窓口運営に苦慮している。 また、ひとり親の方の中には就労環境が不安定な場合が多く、当該手続きのために平日に無理に休みを取得されている場合もあり、児童扶養手当の支給の目的であるひとり親家庭の自立支援に反する状況であると考えている。 現況届提出に当たる対面での手続きを受給者に対する支援強化の場として活用されている場合もあると承知しているため、全てを対面によらない手続き(郵送等)にすべきということではないが、受給資格の確認が書面でできない方や相談機関との連携が必要な方等を除き、家庭に対し支援情報の提供を行い生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合であって、かつ、支給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法(郵送等)であっても受給者の支援に支障はないと考えている。 具体的には、当市においては、LINEによる支援情報の提供及び自立支援員へのメールによる初回相談の受付など、現況届提出時に限らずひとり親の方が相談したいと思うタイミングで相談ができるよう支援を行っている。 なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止が特段の事情とされ、実際に児童扶養手当の現況届について郵送での提出を可能とする対応を行ったが、手続きや支援の実施に大きな支障はなかった。	受給者が仕事を休むことなく手続き可能となるとともに、来庁者の待ち時間が大幅に軽減されるなど、住民サービスの向上につながる。また、地方公共団体の窓口対応にかかる時間が削減され、現況届手続き時に限らない常時の相談支援など、本来の制度目的に沿った業務の強化につながる。	厚生労働省	札幌市、宮城県、ひたちなか市、船橋市、川崎市、滋賀県、豊中市、茨木市、広島市、高松市、高知県、熊本市、別府市、宮崎市	○自立＝就業を目的とした制度にも関わらず、平日に対面の手続きを求める現行制度は矛盾しており、改善が望まれる。 ○受給資格者の利便性やプライバシー保護を考慮すると、全てを対面での手続きにすべきとは考えていない。 ○提案どおりに実現してよい ○現況届の提出は原則対面による手続きを行うこととされていることから、来庁するために仕事を休むなど、就労環境が不安定な場合が多いひとり親世帯にとって負担となっている。 別途、受給者が必要に応じて相談できる環境が整備されており、受給資格に係る生活状況の確認も行われている場合には、対面によらず現況届の提出が可能であるとの選択肢を設けることにより、受給者の負担軽減を図ることができる。 ○コロナ禍で対面や密を避けるために、令和2、3年度の現況届の提出は郵送で実施した。支援情報の提供や相談支援の機会が減らないよう、LINEや郵送通知による情報発信をしたり、現況届に生活状況に関するアンケートを同封し、回答状況により母子・父子自立支援員から電話をかけて相談支援を行った。提案にあるように、すべての人を郵送にする必要はないが、必要に応じて郵送での提出を認めることで、ひとり親家庭の自立促進と市民サービスの向上につながる。と考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定いただいて差し支えない。</p> <p>○食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条)</p> <p>○温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)</p> <p>○地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項)</p> <p>○測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項)</p> <p>この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知をしていきたい。なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)(※)により、既に周知を行ったところ。</p> <p>※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」</p>	<p>「地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる」旨の周知が未実施となっている計画等について、通知等により周知を行っていただきたい。</p> <p>今後、新たに環境関連法令に基づく計画等の策定が求められることとなった場合についても、同様に他の計画等と一体的に策定をすることができるとし、併せてその旨周知を行っていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる計画等について十分な周知を行うこと。</p> <p>今後、真に必要な場合にやむを得ず新たな計画策定を求める場合においても、他の計画等と一体的な策定を可能とするともに、その旨周知を行うこと。</p>
<p>児童扶養手当の現況届については、特段の事情(※)がない場合等は、対面による手続きをお願いしているところ。</p> <p>(※)受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合</p> <p>これは、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことが盛り込まれたこと、</li> <li>・児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされたこと</li> </ul> <p>によるものであるところ。</p> <p>これらの趣旨も踏まえながら、児童扶養手当の現況届の手続きについて、ご提案の内容も含め検討することとしたい。</p>	<p>本提案は、一律で対面によらない届出を可能とすることを求めるものではなく、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合であって、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できるときなど、ひとり親家庭の継続的なフォローや不正受給防止対策が十分に整った場合に限り現況届の対面によらない届出を可能とすることを求めるものです。</p> <p>御指摘のとおり、児童扶養手当の現況届を相談支援強化の機会とすることは、ひとり親家庭支援を行う上で、最も効率的かつ効果的であると認識しております。そのため、当市でも現況届の案内において各種支援情報を一緒にお届けし、就労相談や、自立支援・生活向上のための講習会の受講につなげているほか、ひとり親家庭支援LINEの登録を呼びかけ、情報提供と相談支援の強化を図っています。</p> <p>また、不正受給防止対策についてですが、現況届を原則対面による手続きとすることで不正受給を防止するには、家計の収支の証拠書類を提出させ、生活状況や妊娠の有無などを細かくヒアリングする必要があります。しかし、平成28年6月16日付雇児福発0616第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」では、「児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします」とあり、現況届を対面で行う場合でも、生活状況や収支などを口頭で聞き取るのみとしているのが実情です。当市では、郵送による手続きにおいては、口頭聞き取りの内容を職員が「確認調書」に明記し、これに本人が氏名等を記入して提出する形をとっておりますが、これは、対面による口頭確認と大差ないものと考えます。さらに、日頃から定期的に公簿上で受給資格を確認し、疑義がある場合には手当を差し止めたうえで来庁による手続きを促すほか、市民から事実婚の疑い等の通報が入った場合には、速やかに調査を行うことで不正受給を防ぐ対応をしています。</p> <p>こうした取組を講ずることで、対面によらない届出であっても対面による届出と同程度のひとり親家庭の支援や不正受給対策を図ることができると、必要な対策を講じた上で対面によらない届出を可能とすることで、住民サービスの向上や本来の制度目的に沿った業務の強化につながるものと考えます。</p> <p>加えて、政府においては、「書面規制、押印、対面規制の見直し(令和2年7月2日規制改革推進会議取りまとめ)」に基づき、対面規制について新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの緊急対応のみならず、「恒久的な制度的対応」を求めているものとされております。</p> <p>以上の点を踏まえ、児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすることについて、引き続き前向きに御検討をくださいますようお願いいたします。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
14	高山市 【重点19】	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直しをいただきたい。また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。	【現状】 国の地方分権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画における基本構想の策定義務の廃止や国土利用計画法に基づく市町村計画に係る市町村議会の議決要件の廃止、最近では土地改良法に基づく応急工事計画に係る市町村議会の議決要件の廃止などが進められたところである。このような地方分権の取組が進められる一方で、令和3年度から新たに施行された新過疎法においては、市町村議会の議決が、市町村計画策定の要件とされている。 【基本的な考え方】 行政計画(法定計画)の策定にあたっては、策定プロセスも含め、策定主体である市町村の意思と責任において決定していくことが望ましいと考える。その意味において、法律により一律に議会の議決を義務付けるのではなく、策定主体である市町村が当該地域の実情に応じて自由に選択できることが理想であり、ひいてはそれが市町村の自主性・主体性の向上に寄与し、もって地方分権の推進に資するものとする。 【具体的な支障事例】 市町村議会の議決を法定上必須としていない行政計画(法定計画)が大多数である中、市町村議会の議決を要するものとそうでないものとの違いが必ずしも明確でないことが課題であると捉えている。また、同一施策を複数の行政計画(法定計画)に位置付けるとした場合、議決を要するものとそうでないものとの間で、当該施策の位置付けに齟齬が生じるとともに、策定スケジュールにもずれが生じるなど、結果として迅速かつ効率的な計画策定が行えない恐れがある。	過疎地域持続的発展市町村計画の策定又は変更について、当該市町村の実情に応じた意思決定が図られる。法定計画策定における市町村議会の関与が整理され、他の法定計画と同様に、これまで国が進めてきた地方分権改革の流れに即する。迅速かつ効率的な計画策定又は変更が可能となる。	総務省	宮城県、長野県、京都市	—
15	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町 【重点14】	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること	有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。	当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。	窓口へ出向くことなくカード受け取りできれば、市民の利便性が向上し、窓口対応等が減ることで地方公共団体の負担が軽減される。	総務省	宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、桶川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市	○交付率の向上とともに連動して見込まれる業務量であるため、現行制度のままでは、必ず事務処理量に限界が出てしまうのではないかと考えられる。業務量の増減の差が大きく、人員配置などにも苦慮している。また、各種手続の電子化を進めながら、手続は窓口でしか出来ないという矛盾があるため、市民が役所の窓口へ出向くことなくオンライン等による手続が行える措置を求める。 ○当市においても、同様に、令和2年度から令和3年度の交付数が高いことから、同様の問題が懸念される。 ○マイナンバーカードの更新は、J-LISが送付している更新通知だけ見ると、全て「交付時来庁方式」で受付する想定になっており、更新にかかるカード交付業務により市区町村の負担は確実に増加する。したがって、本提案のように有効なマイナンバーカードを持つ住民については、「窓口での」本人確認を不要とする措置が必要である。 ○マイナンバーカードの交付数の増加により、券面事項の変更、電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の更新、紛失等による再交付と、交付の対応だけに注力できる状況ではなくなっている。また、5年、10年ごとに窓口の拡大を行うことは、資材の調達、人員の確保という面でも負担が大きく困難である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>過疎地域持続的発展市町村計画は、ほとんどの行政分野に関わり、事実上、過疎地域の将来像の基本方向を定める重要なもので、財政面をはじめ、自治体の行政運営に多大な影響を及ぼすものである。そのため、議決を経ることで、市町村の意思として決定するとともに、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があるため、議決要件は必要である。</p>	<p>過疎地域持続的発展市町村計画(以下「市町村計画」という。)に係る議会の議決手続に関して、所管省の回答に対する当市の見解は、主に次のとおりである。</p> <p>一つに、市町村が策定する他の法定計画との関係である。市町村では、重要な法定計画を多く策定しているが、これらの大半は議決を経ずとも策定することが可能である。一例として、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略は、市町村の基本的かつ分野横断的な重要事項を定める計画であるが、法定上、議決を必要としていない。このことから、市町村計画に議決が必要との考え方は、理由に乏しいと考える。なお、当市においては、議決を必要としない法定計画の策定に当たり、起草段階から議会との協議を重ね、意見等の聴取・反映を行っており、議決を経ずとも、議会との実質的な協議による計画策定を行っている。</p> <p>二つに、過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)と市町村計画との関係である。これらについて、市町村計画は議決を必要とする一方で、都道府県計画は議決を必要としていない。同じ根拠法に基づく法定計画であるにも関わらず、市町村計画に限って議決が必要であることの理由が明確でなく、合理性を欠いているものと考ええる。</p> <p>三つに、法定計画に係る議会の議決自体を否定しているものではない。地方自治法の規定により、条例により議決事項を追加することが可能であることも踏まえれば、市町村自らが議決の要否を判断するプロセスこそが重要であり、ひいてはそのことが地方分権の推進に大きく貢献するものと考えているため、本件については、法律により画一的に議決事項とするのではなく、議決事項とするか否かについては、市町村の判断に委ねるべきものと考ええる。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。</p> <p>本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものと同判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。</p> <p>また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定されること、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。</p> <p>上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。</p>	<p>今後、マイナンバーカードが更に普及する中で、カードの更新のたびに住民に窓口への出頭を求めることや、全国の市区町村が現在強化対応している交付窓口を継続していくことに無理があることは明らかである。また、マイナンバーカードの初回交付時には市区町村職員による対面での厳格な本人確認が行われており、顔写真データや個人識別事項がマイナンバーカード及びサーバー内に格納されていることから、更新時はその情報と本人提供情報が合致することを条件に、デジタル処理での発行と郵送による交付が可能と考ええる。</p> <p>署名用電子証明書の暗証番号は、既にコンビニ等で初期化・再設定できる仕様になっており、カードのICチップ内に格納されている写真とスマホで撮影した顔の映像を照合し本人確認を行う手続きとしていることから、有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際にも同様に、更新時点の申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類(満了を迎えるマイナンバーカード)に表示された顔写真の確認をオンラインで行うことは技術的に可能であると考ええる。</p> <p>電子証明書については、現行の申請時来庁方式と同じようにカード申請時に暗証番号を申し出るまたは旧カードと同じ暗証番号を使用することで、あらかじめ電子証明書を搭載したカードを本人限定受取郵便で郵送することで、現行と同程度の安全性が保たれると考える。以上のように、最新のデジタル技術を活用するなどして、住民の利便性向上及び地方公共団体の負担軽減につながるカード更新の方法について引き続き検討いただきたい。</p>	<p>【日立市】 対面交付により現在の保証レベルが維持されていることは理解するが、交付時期の偏りにより、更新事務についても急激に増大することとなるため、自治体にとって大きな負担となる。</p> <p>また、更新手続きに対面を必須とすることにより、「更新控え」を引き起こしかねず、マイナンバーカードの保有率の低下も想定されることから、対面以外での更新手続きについて引き続き検討をお願いしたい。</p> <p>【和歌山市】 1 関係省庁からの回答で、対面以外の方法で顔写真の確認を行うことは困難について 対面以外の方法で顔写真の確認を行う方法は銀行の口座開設アプリなどで現在実際に使用され始めている。アプリで必ずできるということまでには達していないが、プラスチックカードの存在確認も3D動画撮影されることで可能となっている。</p> <p>2 関係省庁からの回答で、最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲は保ちたいためレベルの変更はできないことについて 最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲の件は、カードをレベル2の確認したものとレベル3の確認したものに分けることで、電子証明書の活用範囲を変更せずに、対応が行うことができる。</p>	<p>【全国市長会】 今後、更新事務が急激に拡大することも想定されることとあり、市区町村窓口での対面によらない更新手続きの導入も含めマイナンバーカードの利便性向上に向けて引き続き幅広く検討していただきたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
16	今治市 【重点15】	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととする。	特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、本市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で…2年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上や、職員配置を考える上で支障となっている。例えば、本市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築営繕業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員全員を当該部署に配属できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験をj得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。	一級建築士試験に合格した者が、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を有することにより、受検機会が増えることから、建築基準適合判定資格者検定の合格者増加に繋がり早期の資格登録が可能となり、職員のモチベーション向上が図れる。また、建築基準適合判定資格者が増加することで、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員を含めた計画的な職員配置が容易に行うことが可能となり、他の業務を経験させることで職員育成及び庁内全体のレベルアップにつながる。更に、市民が身近な基礎自治体が、特定行政庁としての役目を持続することが可能となることから、将来にわたり市民が真ん中の建築行政サービスが図られる。	国土交通省	さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎県、鹿児島市	○現時点では、一級建築士資格の有無にかかわらず、本人の適性等を考慮し、実務経験として加算される部署も含めたローテーションをしているが、一級建築士合格者が増えた後、提案団体の示す課題が生じることが予想されるため、制度改正の必要性は認められる。 ○当市も同様に建築主事の確保が課題であり(令和4年6月現在3名)、受検資格の緩和は課題解決のための一助になると考える。提案のとおり法改正が行われれば、現時点で約5名の職員が受検資格を得ることになる。 ○一級建築士合格者でも、そのキャリアパスが営繕・建設分野が主である場合、本資格者検定の受検すらできない状況であると同時に、元々少数である職員の年数に実務経験を積ませる必要があるなど、人員配置上の制約も生じている。
17	石川県	労働委員会における会議について会長が相当と認める場合にはウェブ会議による出席を可能とすること	ウェブ会議を開催できる要件を柔軟に考え、例えば、緊急事態宣言等の場合に限らず、「会長が相当と認める場合」には、ウェブ会議による出席を認めるといった内容で法令等の見直しをほしい。	例えば、委員が会議当日に県外へ出張しているなどの個人的な理由で会議に参集できない場合には、ウェブ会議による出席は認められず、委員の出席機会が失われる。また、委員は弁護士や労働組合役員、会社経営者など外部の有識者であり、委員の職務と本業を両立させることが難しくなる。	会議のデジタル化により、委員の出席機会が確保される。	厚生労働省	千葉県、岡山県、大分県	○委員の個人的な理由により、会議への出席機会が失われることは、当県でも発生している。
18	石川県	医療保護入院の届出の電磁的方法による提出	医療保護入院を行った場合、精神科病院は10日以内に所定の事項を保健所経由で県に届ける義務があるが、届出様式上入院を必要と認めた医師の署名が必要とされていることから届出書及びその他必要書類について、病院から各保健所を経由して県に紙媒体で提出されている。当該届出について、電磁的方法による提出を可としてほしい。	病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出(年間届出件数:約2,800件)は、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて紙媒体で管理しており、文書管理コストが大きい。また、病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出を各保健所及び精神保健福祉センターで集計・とりまとめ等しているが、紙媒体であり、届出件数も多いため、職員の事務負担も大きい。	行政における文書管理コストや職員の事務負担の軽減につながる。また、民間も含めた精神科病院における金銭的負担(郵送料)の軽減にもつながる。	厚生労働省	山梨県、長野県、広島市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととしたい。</p>	<p>1次回答において、「事務の実行性に留意して検討を行う」とされているが、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのか御教示いただきたい。</p> <p>建築基準法施行関係統計(令和2年度集計)に記されているとおり、全国の建築主事数は平成15年度末の1,915名から令和2年度末には1,417名となっており、17年間で498名減少している。各団体においては技術者の確保が困難な状況であり、建築主事になり得る人材を確保することは喫緊の課題である。本見直しが行われれば受検機会が増加し、建築主事の人材確保に寄与するため、可能な限り速やかに御検討願いたい。</p> <p>また、建築確認制度の適正性が持続的に確保されるよう、実務経験に係る受検資格の見直し以外の方策や、建築確認手続の効率化など建築主事の負担軽減に資する取組を含め、建築確認事務に必要な人材確保を図る取組について幅広く検討を願いたい。</p>	-	-
<p>中央労働委員会と都道府県労働委員会は、現在、各種懸案について共同して検討する小委員会を立ち上げ、検討作業を進めているところ。</p> <p>当該小委員会の検討課題には、労働委員会の実務におけるIT活用が含まれ、そのために実情等の調査を実施中。</p> <p>当該調査の調査項目にはウェブ会議の開催要件も含まれており、提案のあった件の今後の対応については、その調査結果を踏まえ、都道府県労働委員会と検討する予定。</p>	<p>当該小委員会(労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会)の検討状況については承知しており、IT活用にかかる実情等の調査(労働委員会におけるITの利用に関する調査)の中では、ウェブ会議による総会や公益委員会議等の開催要件の緩和について、当県からも要望しているところ。なお、同小委員会は令和3年11月に立ち上げられ、検討期間は2年とされている。については、IT活用に係る時機を逸することのないよう、IT活用にかかる実情等の調査結果を踏まえ、ウェブ会議による総会や公益委員会議等の開催要件の緩和について、各種規則等の改正をご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。</p> <p>その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がe-govやマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。</p> <p>こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。</p>	<p>引き続き、2025年までに確実にオンライン化されるよう検討を進めていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
19	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市  【重点11】	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請について、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	【現行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算し、基準額を超えた額を給付する制度であり、「計算期間の始期及び終期等を記載した申請書を提出しなければならない」(同法施行規則第71条の9)と規定されている。なお、申請にあたっては、当広域連合において事前に医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給見込額を仮算定し、当広域連合から申請勧奨を行っている。 【支障事例】 毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある(令和3年度申請勧奨数の約16%が未申請)。年々申請対象者が増加し、広域連合及び受付を担当する市区町村において、事務に膨大な労力を要している。申請勧奨件数は、制度開始時の平成20年度8,847件から、令和4年度19,825件と2倍以上に増加していることに加え、団塊の世代が後期高齢者になることにより、申請対象者の増加が見込まれる。 【支障の解決策】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とする。	【対象者の利便性向上、確実な給付】 支障事例が解消される。また、継続支給対象者については、従来よりも1~2か月程度の早期給付が可能となる。 【行政の効率化】 申請受付にかかる事務量が削減する。高額療養費同様に、対象者死亡後に相続人口座を登録することにより継続支給可能とすれば、申請勧奨が最大で7割減の見込み。 なお、令和4年度申請勧奨19,825件のうち、死亡者全員が相続人口座を登録すると仮定した場合は、申請勧奨5,313件(73.2%減)となる。死亡者全員を申請勧奨対象とする場合は9,149件(53.8%減)となる。 【経費削減】 郵送料・業務委託料の削減、広域連合及び市区町村職員の超過勤務の削減が可能。 【懸念事項】 介護保険法、同施行令、同施行規則に同様の規定があるため、必要に応じて改正が必要。継続支給によって介護保険側での業務に変更は発生せず、支障は生じない見込み(医療保険側で受付を行い、申請・支給データ(口座情報含む)を介護保険側へ渡して支給する、現行の仕組みどおり)であるが、都道府県によっては処理方法が異なる可能性があるため、処理方法の調査が必要。	厚生労働省	多賀城市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、所沢市、千葉市、江東区、神奈川県、相模原市、平塚市、海老名市、新発田市、山梨県、飯田市、岐阜市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、名古屋市中古区、豊田市、京都府、寝屋川市、兵庫県、加古川市、広島市、萩市、松山市、長崎市、大村市、熊本市	○毎年支給勧奨通知を送付するが、作成、申請受付にかなりの労力を要する。申請対象者についても、高齢かつ介護を要する者であり、申請を代行する者がいるとは限らない。申請を行わなければ、給付を受けられなくなる可能性がある。こうした事例を減らすため、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすることが望ましい。また、市区町村の事務量も軽減される。 ○対象者が高齢ということもあり、継続支給対象者には、毎年の申請が負担となっている。事務負担としては、申請書作成、発送、受付、入力事務が削減でき、行政の効率化を図ることができる。 ○新型コロナウイルス感染防止のため、申請書や記入例、返信用封筒等を同封し、郵送申請の案内をしているが、申請者(記入者)は高齢の配偶者や子が多いためか、記入漏れや添付書類の不備があり対応に苦慮している。また、申請書等の発送準備や申請内容のチェックなどの事務処理を時間外勤務で対応しており、継続支給による事務処理件数の減少は時間外勤務の削減に繋がる。 当該業務に係る給付については、直接申請者に給付となるもの他、市が行う福祉医療費給付制度へ当該制度からの給付を充当するものもあり、申請に当たり申請者に多くの負担を強いているにもかかわらず、申請者に金銭的給付が直接的に生じない事例も相当数存在する。今後、団塊世代の後期高齢者医療への移行に伴い、当該事務に係るコストは更に増していくことが予想される。 ○当市においても、高額介護合算療養費支給申請事務における窓口への来客及び申請書のシステムの入力等の職員の事務作業が大きな負担となっている。 また、当市では申請対象者に個別に申請書及び返信用封筒等を送付しており、事務費についても大きな負担となっている。 ○当市においても2,000件以上の申請書にかかる処理を行っており、事務量が負担となっている。 ○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。 ○当県広域でも事務に膨大な労力(特に4、5月)を要しており、左の提案の実現により被保険者の手間がかからなくなるほか、市町職員及び広域職員の事務が削減される。 ○申請勧奨件数の増加に加え、高齢者のみの世帯も増加傾向にあるため、申請書の記入方法、過去の申請の有無に関する問合せが多く、市町村や広域連合では窓口・電話対応の負担が大きくなっている。また、時効となったケースでは説明に時間がかかり、対応に苦慮している。高額療養費等と同様に2回目以降を継続支給とすることで、被保険者の手続きの簡略化と申請漏れの防止、市町村及び広域連合の事務の軽減につながると考える ○当市においても、発送・受付・入力に関する事務に膨大な労力を要している(令和4年:約9,300件、令和3年:約8,700件)。 ○支障事例としては、対象者への負担が大きいことが第一に挙げられる。更に、手続きを失念している方に対しては再勧奨に関連した事務負担の増加が発生する。また、申請後の審査にも多くの時間が必要なため、苦情を受けることがある。継続支給には支給期間の短縮と受付業務の軽減という相乗効果が期待できる。
20	安城市	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としたい。	現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図っていききたい。	届出事業者の利便性の向上、自治体事務の効率化及び業務のデジタルトランスフォーメーションに資する。また、届出者が届出書類を提出するための移動(来庁)に対する二酸化炭素排出削減効果も期待できる。	環境省	札幌市、富谷市、郡山市、さいたま市、川越市、佐倉市、川崎市、豊橋市、草津市、寝屋川市、大村市、五島市、熊本市	○内容審査を伴わない法第十条(氏名等変更届出書、特定施設使用全廃届出書)や、法第十一条第三項(承継届出書)の電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能といただければ、届出者の負担軽減や行政事務の効率化に資すると考える。 ○当市においても届出事業者の利便性の向上や事務の効率化等で電子データでの提出の必要性があると認識しているが、設置届等で添付資料が膨大であるものについては検討課題である。 ○当市では現時点において、騒音規制法・振動規制法の届出を電子的に受理する体制が確保できていない状況です。今後国が提案に沿った対応を行うことで、所属における電子的情報による届出の体制整備が進み、ひいては届出事業者の利便性の向上や、紙文書の保存場所等の空間的資源の確保及び、届出に伴う人の移動の削減による脱炭素の推進にもつながります。なお、当市では、公害防止等生活環境の保全に関する条例の騒音振動に係る許認可や届出の受理業務も行っており、法の届出同様の対応が求められているため、法律と同様に電子的情報による届出の体制を整備することで届出者の利便性、文書保存場所の削減及び脱炭素の効果が期待されます。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生するごとに申請することが原則である。</p> <p>一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めるとは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。</p> <p>この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。</p> <p>お尋ねの提案については、後期高齢者医療及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>「情報連携による申請窓口のワンストップ化」については、住所異動等で計算期間内に加入する保険者に変更があった一部の被保険者（当県においては令和3年度申請のうち約1.6%）のみが対象であり、実質的な負担軽減策として有効とは言い難い。また、ワンストップ化の対象となっても、毎年の申請書提出に関する負担は変わらず、被保険者の負担軽減や、行政側の事務負担軽減・関係経費の削減にはつながらない。</p> <p>今後も、後期高齢者数の増加が見込まれることから、被保険者並びに後期高齢者医療広域連合及び市町村のいっそうの負担軽減のため、今後の検討スケジュールを具体的にお示しいただきつつ、早期の措置の実現を強くお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 窓口業務における負担軽減を図るため、提案の実現を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>騒音規制法等の公害防止関係法令の行政手続については、オンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。</p> <p>オンライン化に当たっては、事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、担当者の事務負担ができる限り軽減されるように工夫していきたいと考えている。</p>	<p>オンラインで行うことができるよう検討を進めているとのことですが、具体的な検討の内容及びスケジュール等を教えていただきたい。できるだけ簡易な提出方法で、かつ、毎年の貴省からの照会に対しての集計がしやすい仕組みや電子ファイル様式(エクセル等)があると利便性の向上と事務の軽減・効率化が図れると思います。</p> <p>また、届出する事業所が使用又は設置する騒音等が発生する機械の出力等により、騒音規制法等の法律ではなく、各都道府県の条例に該当する場合にも届出が必要となります。可能であれば法律及び条例の両方の届出に対応できるよう各都道府県と調整し、統一的な仕組みや電子様式を整備し、通知(周知)をお願いしたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
21	蔵王町、宮城県、塩竈市、名取市、角田市、岩沼市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、須賀川市、下呂市、焼津市、徳島市、宇和島市、砥部町	期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化	期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑軽減のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。 【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。 【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する。又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。	期日前投票制度が定着し、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を確保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分)に時間を要している。また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もある。また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票しないまま帰る有権者もいる。「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。	宣誓書を廃止又は簡素化することで、期日前投票がより簡単に短時間で行うことができるようになる。期日前投票所の混雑も緩和され、投票率の向上が期待されるほか、感染症の予防にもつながる。	総務省	今金町、別海町、花巻市、多賀城市、白鷹町、安中市、練馬区、相模原市、魚沼市、桑名市、枚方市、八尾市、熊本市、延岡市	○宣誓事由を廃止又は日付及び氏名の記載のみで期日前投票を行うための宣誓とする手続の簡素化については賛同したい。 ○期日前投票の「宣誓書」の記載については、高齢者や障害者にとっては負担となることから、制度改正の必要性が認められる。
23	福岡県、九州地方知事会	依存症治療指導者養成研修等に係る周知及び取りまとめの見直し	「依存症治療指導者養成研修」、「依存症相談対応指導者養成研修」及び「地域生活支援指導者養成研修」について、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接関係機関への周知及び参加希望者の取りまとめを行うこととする。その実現が難しい場合は、都道府県等から関係機関への周知を年度初めの1回で済むようにした上で、参加希望者の取りまとめのみ、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接実施することを可能とするよう見直しを求める。	標記3研修については、厚生労働省の通知(平成29年6月13日付障発0613第1号)に基づき、依存症対策全国拠点機関である依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターから、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)へ研修の開催案内が毎年度送付され、都道府県等により関係機関への周知、参加希望者の取りまとめが行われている。しかし、本開催案内は、随時更新したものが同一年度内に複数回(令和3年度は3回)送付され、その度に都道府県等は関係機関(当県の場合、約200か所)に送付しなければならず、また、関係機関からの問い合わせ(各研修の対象者に該当するか、研修内容について等)もあり、負担となっている。また、9つの研修(3依存症×3研修)があり、それぞれの参加希望者を都道府県等で取りまとめて申込み期限が異なるため、事務が煩雑であり、時間を要する。なお、当該研修は都道府県による依存症専門医療機関の選定基準の一つと関連するが、当県のように平成29年6月13日付障発0613第2号に基づく「依存症医療研修」等選定基準を満たす他の類似の研修を実施している地方公共団体にとっては、関係機関の研修参加状況を把握する必要性が無い。	都道府県等における各研修の周知、とりまとめに要する事務負担を軽減できる。	厚生労働省	仙台市、群馬県、長野県、大阪府、広島市、熊本市、宮崎県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示又は告示の日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行って選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行う、という流れを基本としており、投票日当日に投票を行うことが原則とされている。期日前投票制度は、あくまで、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としている。期日前投票を当日投票の例外とし、それを行うためには一定の事由があることを要するとする現行制度のもとで、どの事由に該当するかを選挙人本人の申立てにより確認する必要があるため、宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにすることは適当ではない。また、申立てが真正であることを誓うという事柄の性質上、書面により宣誓する必要があるが、口頭による申立てによる投票を可能とすることは適当ではない。</p> <p>なお、期日前投票所の混雑緩和に関しては、選挙人が宣誓書を事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷したり、投票所入場券の交付の際に同封したりするなど、市区町村において選挙人の便宜に資するよう努めているものと承知している。</p>	<p>期日前投票制度は、「投票当日投票所投票主義」の選挙制度のもと、当日投票できない選挙人の選挙権を保障するものであり、投票率向上に大きく寄与している。このことから、市区町村選挙管理委員会では、期日前投票がより円滑にできるよう努力をしている。</p> <p>第1次回答は、制度により厳正さを求めるものと理解するが、本人確認を徹底するだけでなく、宣誓書の事由の真正性を追及するでもない、いわゆる「形骸化」が指摘される現行の宣誓書への取扱いは、国民の投票意欲につながらず、結果として全体の投票率の向上につながらないおそれがある。</p> <p>選挙人も選挙管理委員会も釈然としない状態である(中国新聞2021.11.9)が大勢は宣誓が「本人の判断」によるものとして割り切っている。一方で、いわゆる「真面目な人」は、期日前投票に来る度に事由の選択に悩み、職員は説明に苦慮し、投票所の混雑の誘因となる。</p> <p>この状況を放置すれば、選挙そのものの厳正さが失われるおそれがある。一方で、宣誓書の事由の選択肢を増やしたり、宣誓の真正性を確認することは、国民にとっての投票しやすさに逆行するだけでなく、期日前投票所での更なる混乱を招くものでもある。</p> <p>「当日投票」の原理原則は理解するが、せめて国民の実態に寄り添い、書面による宣誓書の廃止又は宣誓書の事由の選択の廃止を前向きに検討いただきたい。</p>	<p>【今金町】 期日前投票を当日投票の例外としていることは既に理解済みである。期日前投票は選挙人の投票機会を確保するためとして行っており、期日前投票ができる事由については、HPや入場券の裏などを利用して事前に選挙人へ通知済みである。また、宣誓書についても入場券の裏に印刷するなどスムーズに投票することや移動期日前投票所を開設するなど選挙人の投票機会を確保するための取組を実施している。</p> <p>しかし、宣誓書へ記入していない選挙人がいることで投票所が混雑することや記入することに不満を述べる選挙人もいる。</p> <p>当町としては期日前投票をするためには一定の事由があることを事前に周知済みであり、公選法の目的である「選挙人の自由に表明せる意思」のとおり広く投票機会を確保するため、スムーズな投票を実施し感染症対策を講じ選挙人に安全・安心な選挙を実施したい。</p> <p>【安中市】 期日前投票所の実際の現場では、宣誓書における事由の選択をする際、投票日当日に投票することができないことを選挙人自身が明確に認識した上で投票に訪れていることは少ないと考えられる。例えば、投票日当日に投票できないからという理由でなく、期日前投票を行っている市役所に来る用事があり、ついでに投票を行うような場合が考えられるが、その際の事由の選択に当たっては、選択肢に「市役所に来た用事のついで」という事由がないので、選挙人自身の意思により適当な事由を選択することとなる。そのような場合において、選挙人自身が選択した事由と、投票日当日の選挙人の実際の行動の内容を事後的に確認して突合することは困難であり、投票箱に選挙人が投票用紙を投函した時点で選挙人が選択した事由の真偽を確認する必要もなくなるため、期日前投票における宣誓書の事由の選択は、形骸化していると考えられる。さらに、直近の第26回参議院議員通常選挙において、期日前投票所を訪れた選挙人が「家族の介護」を理由に期日前投票をしようとしたところ、宣誓書に記載された事由の選択肢に該当するものがないとして、期日前投票を断られたという問題事例が発生しており、選挙人の投票のしやすさと宣誓書における事由の選択の必要性を比較衡量するのであれば、当然のことながら、前者が優先されるべきであると考え、期日前投票所の現場の運営に沿った法令の改正をお願いしたい。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>依存症対策全国センターである独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター(以下「久里浜医療センター」という。)が実施している御指摘の3研修(以下「3研修」という。)について、同一年度内における開催案内の複数回送付については、取りまとめを行う各都道府県及び指定都市(以下「各都道府県等」という。)の負担軽減の観点から、久里浜医療センターと調整し、年度内に一度の対応で可能となるよう努めてまいりたい。</p> <p>一方で、3研修は、依存症の治療や相談等にあたり各都道府県等において指導的な役割を果たす者を養成するためのものであり、各地域において依存症患者等に十分に対応できる支援体制の整備を図るためには、地域の依存症の体制整備・専門機関の設置状況等を踏まえて、各都道府県等が受講すべき者を選定・優先順位付け(※)することが必要であるとともに、各都道府県等において、地域で研修を実施できるなどの指導的な能力を有する3研修の受講者を、人的資源として把握する必要があるものと考えている。</p> <p>※3研修はオンライン化されているが、一部、グループワーク等も実施されるため、受講希望者全員の受講は難しく、定員を定め、受講者の選定等を行うことが必要となる。</p> <p>仮に、各機関からの直接の申込受付を久里浜医療センターで行うこととした場合、各都道府県等の実情を踏まえて、受講者の優先順位をつけることは困難であるため、例えば、県内の一部の専門機関に受講者が偏在するなど、各都道府県等の体制整備に支障が生じることが懸念される。また、既に県内で研修を行っている場合であっても、地域での依存症対策の更なる充実を図るに当たり、県内の3研修を受講した者について把握の上、研修講師の拡充など、より一層の活用を図っていただきたいと考えている。</p> <p>以上の点を踏まえ、各都道府県等において、引き続き、3研修の周知・取りまとめについて、ご協力・ご尽力をお願いしたい。</p>	<p>回答いただいた点を踏まえ、都道府県等で引き続き、3研修の周知・取りまとめを行うにあたり、「依存症治療指導者養成研修」、「依存症相談対応指導者養成研修」及び「地域生活支援指導者養成研修」の3研修について、事務負担の軽減の観点から、年度内に一度の対応で可能となるよう、また申請フォームの入力内容の簡素化などぜひお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
25	福岡県、九州地方知事会	農村地域防災減災事業における交付決定前着手が認められる対象範囲の拡大	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等のソフト事業についても、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となるよう制度の見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における事業の着手については、農林水産省通知(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水産省農村振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うこととされているが、「公益上真にやむを得ない理由」による場合は、事前に届け出ることで、例外的に交付決定前着手が認められている。しかし、交付決定前着手が認められる場合は、農林水産省事務連絡(令和2年4月1日付農林水産省農村振興局整備部)別紙において、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」とハード事業に限定されており、調査等のソフト事業は現状認められていない。 【支障事例】 農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に伴うため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。	ため池の貯水状態の良い時期に漏水調査を実施することで、より効果的な調査が可能となり、災害の発生を未然に防ぐことができる。	農林水産省	岩手県、宮城県、水戸市、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、宮崎県、延岡市、沖縄県	○当県では、ため池保全管理サポートセンターにて、劣化状況調査をかんがい期と非かんがい期の2回実施しているが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。 ○一般競争入札を採用する自治体が増えたことにより、交付決定から調査着手までの期間を確保する必要が生じていることから、適期調査のための決定前着手の要望が増えてきている。調査期間の確保は調査精度を高めることにつながるのではないかと。 ○防災事業は、ソフト及びハード対策とも、特に緊急性が求められることから、早期着手が図られるよう、柔軟に交付決定前着手を認めていただけるようお願いする。(当県はソフト対策であっても、早期の状況確認を目的として、交付決定前着手を行っている)
26	福岡県、九州地方知事会	地方消費者行政強化交付金の強化事業における強化事業に係る費目間流用に関する制限の緩和	地方消費者行政強化交付金の強化事業において、事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和すること。	[現行制度について] ・地方消費者行政強化交付金の強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(以下、「実施要領」と表記)第3(2)に基づき、消費者庁に対して、指定する日までに実施計画書を提出することとなっている(例年、事業実施の前年度1月下旬に依頼があり、2月中旬を締切とされている)。(強化事業実施計画書は、地方消費者行政強化交付金交付要綱別紙様式1の別紙2を用い、事業ごとに費目、積算内容、金額を記載)。 ・また、実施要領第4(1)②により、事業の内容及び経費の配分の変更(※以下の軽微な変更を除く。)をする場合は、その旨を記載した申請書を消費者庁に提出し、承認を受けなければならないこととされている。 ※軽微な変更(実施要領第4(5)) ①採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。 ②採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。 [制度見直しの必要性] ①計画書提出の締切りが事業実施の前年度であることから、必要額を正確に計上することが困難であること。 ②数万円の少額な事業も多数存在するため、現行基準を超える事業経費の費目間の流用が容易に起こり得ること。 [求める措置の内容] 事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。	消費者庁、都道府県及び市町村の事務の軽減が期待される。	消費者庁	宮城県、秋田県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、群馬県、高崎市、相模原市、新潟県、山梨県、可児市、岐南町、富士市、名古屋市、豊橋市、京都府、八幡市、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島市、防府市、徳島県、熊本市、宮崎県	○当市では、当初計画していた強化事業「食品ロスに関する講演会の開催」が新型コロナの影響により、オンライン開催に変更となった。実施計画書を変更して提出したが、流用制限があったため対応に苦慮した。交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。 ○当県において、強化事業を実施する際、事業の目的及び内容に変更がなく、交付金の支出額の範囲内であっても、支出額が少額であるため、事業経費の費目間について20%を超える変更が生じている。このため、消費者庁の変更申請の承認の手続きを経なければならず、事業実施に支障が生じている。強化事業の実実施計画書は、前年度の12月に消費者庁へ要望した予算に基づき作成し、2月に消費者庁へ提出し承認されたものであるため、実施計画書の作成段階では、積算した事業経費の詳細を事前に把握するのは難しく、事業実施の段階で詳細を把握することになる。速やかな事業実施のため、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等の必要性がある。 ○近年、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出前講座の開催手法を集合形式からオンライン方式に変更することに伴い、費目の配分が変更となる案件が増加しており、本規制に伴う手続は当団体の負担となっている。 ○令和3年度に、強化交付金対象事業の1つである「国が指定する研修への参加」事業を実施したが、当初予定していた国民生活センターの研修所での研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から不参加とし、当初予定していなかった一般財団法人主催の研修(交付金対象)をオンラインで受講した。結果、事業経費は当初申請の事業経費より減額となったが、負担金が当初申請額より20%超増額となったため、費目間の流用制限により変更交付申請が必要となった。事業経費は交付金の支出額内であるのに、費目間の流用制限により変更交付申請を行う必要がある現行の規定は、非効率であり、効率的な運用が可能となるように改善を求める。 ○当県においても、少額な事業が多数あり、変更交付申請(費目ごとに20%を超える流用)を行う必要が頻繁に生じ、事務の負担になっている。 ※全国知事会においても同様の趣旨の内容を要望検討中。 ○新型コロナウイルスの影響等、情勢が変化する中で、交付決定額内の数万円の流用であっても、変更申請から交付決定まで約1か月かかり、事業開始に支障が生じるため、事業経費や費目間の流用制限を緩和することで、自治体が臨機応変に事業を実施できるようにしてほしい。 ○現行制度においては、事業における費目の追加や20%を超える経費配分の変更があれば変更申請が必要とされている。また、当府においても、特に少額の事業において、総事業費の中で事業内容の軽微な変更を行う場合や、数千円であっても当初の想定経費額と見積額に差が生じた場合などにおいても、その都度変更申請を行う必要がある状況となっている(例:当初オンライン開催を予定していたが事業効果の観点から対面開催に変更した場合に会場の使用料が必要になるケースや、総事業費を変更しないものの当初の想定より講演回数若干増やしたり遠方の講師に依頼することになり増額が必要になるケース等)。そのため、提案団体同様に、事業の目的及び内容に変更がないものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等、効率的な運用となるよう改善をお願いしたい。 ○地方消費者行政強化交付金の変更承認申請には、消費者庁、都道府県、市町村との連携が必要となり、必要書類の作成には多くの時間を要している。こうしたことから、当該提案は事務の効率化を図るため必要であると考えられる。 ○令和3年度において、提案団体の支障事例と同じ事例があったところ。総事業費が低額なものが多く、実例として10千円程度の費目間流用でも計画変更及び交付申請書の変更が必要となっている。そのため、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。 ○事業実施計画書の提出期限が前年度であることから、所要額の正確な把握ができておらず、やむを得ず変更交付申請により対応したが、事業内容の変更が伴わない場合等において変更手続に苦慮した例がある。 ○数万円の少額な事業も多数あり、20%以上の費用の減や費目間の流用が容易に起こりうるため、事務が煩雑になっている。 ○推進事業の活用期間が終わりを迎え、強化事業へと移行していく中で、今後ますますの強化事業の利用が考えられる。事業の目的や内容に変更しないものの、計画から実施までの間に費目の変更が見受けられ、その都度消費者庁に対して変更の承認申請が必要であり事務負担が大きい。以上のことから、費目間の流用制限の積極的な緩和を検討したい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>事業の着手は、原則として国からの補助金交付決定通知を受けてから行うものとしているが、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知)」に基づき、農村地域防災減災事業実施要綱第3の2の事業(ため池の劣化状況評価や地震耐性評価を含む)については、交付決定前に着手する必要がある場合、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届をあらかじめ提出することとしている。</p> <p>その際、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡)」においては、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」などの別紙に掲げる事例に該当しないものについても、個別に内容を確認し、公益上真にやむを得ない理由により交付決定前に着手する必要があるか判断することとしており、個別に相談いただきたい。</p>	<p>ため池の劣化状況調査等のソフト対策が交付決定前着手の対象外とされていることで、適切な時期に調査ができず、ため池の漏水や損傷などの状況確認の遅れや適切な設計等が行えないことにより、ため池決壊による人命への影響や農業用水不足など、多大な被害が発生することも考えられるため、ため池の劣化状況調査等のソフト対策も交付決定前着手の対象としていただきたい。</p> <p>なお、当県では過去に、ため池の劣化状況調査等のソフト対策が、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡)」の別紙の4農村地域防災減災事業(3)に記載されている「緊急的に堤体改修等を実施するもの」の「等」に含まれるのかについて九州農政局に個別相談したところ、緊急的な工事などのハード整備が対象であり、ソフト対策は対象外との回答を得ている。したがって、貴省からの第1次回答のとおり個別相談したとしても、過去同様にソフト対策は対象外との結果になることが想定されることから、支障の解決にはならない。</p>	<p>【水戸市】 ため池の満水時が年に一時期の場合、交付決定前着手が不可となると、次年度での調査が必要となることから、事業の繰り越しについて柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>少額の費目間流用が生じやすい地方消費者行政強化交付金交付要綱別表【地方消費者行政強化事業】2.(1)「国が指定する研修への参加」については、令和4年度より都道府県全体でみると、事務負担の軽減を図ったところ。</p> <p>今回の提案を受け、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領を見直し、軽微な変更にかかる要件を緩和する方向で検討。</p>	<p>消費政策の推進のため、要件緩和の検討にあたっては、事業の目的及び主な内容に変更がなく、かつ交付決定額の範囲内であれば、事業実施主体(市町村・県)において柔軟に事業の見直しが可能となるよう配慮いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
27	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会  【重点16】	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。 【支障事例】 店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。 【支障の解決策】 大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。	当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。	経済産業省	札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎市、延岡市	○大規模小売店舗立地法第6条における店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、店舗毎に変更後速やかに届出することとなっている。当県においては、近年、同法第5条第1項に基づく新設の届出が増加傾向にあり、変更があった場合には、今後さらに同法第6条に基づく変更の届出が増加するものと考えられるため、除外することにより行政の負担軽減に繋がると考えられる。 ○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届出者にとっても、行政側にとっても、過度な事務の負担となっている。 ○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。 ○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと史料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。 ○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。
28	長崎県、九州地方知事会	マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと	マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱に関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。	現在の情報提供ネットワークシステムの仕様では、情報連携が認められている事務であっても、同一地方公共団体内(同じ中間サーバーに情報登録している所属間)では情報提供ネットワークを介した情報照会ができないため、従来同様、ペーパーベースでの情報確認が生じている。 例えば、当県A課が情報提供者である情報を、情報連携が認められている事務であっても当県B課は情報提供ネットワークシステムを介して情報照会することができない(知事部局と教育部局間等、庁内他機関間での照会を除く)。情報連携に関し、国は統合宛名システムを活用した庁内連携体制の構築を推奨しているが、国が示した中間サーバー仕様書の内容では、庁内情報連携に係る機能の付加を必須としているわけではない。地方公共団体は国が示した共通仕様書を基に統合宛名システムの導入を進めており、当県においては副本を「保有しない」設定となっているため、庁内連携は一時情報提供によるもののみ実施可能な状態となっている。統合宛名システムの設定を今後変更し、副本を「保有する」設定に変更したとしても、その時点以降から新規に登録される副本データからのみ内部副本(中間サーバーにある副本の副本)で管理することとなるため、照会応答結果が不十分となる可能性がある。また、内部副本は、副本および正本との整合性を確保するための管理が難しい。この課題を解決するためには、国が整備している情報提供ネットワークシステムを通じて、同一地方公共団体内でも情報照会が可能となるよう、仕様変更が不可欠であると考ええる。	情報提供ネットワークを介した情報照会の範囲が同一地方公共団体内にも拡大されれば、行政事務の効率化を図ることができ、ひいては国民の利便性が向上する。	デジタル庁、総務省	宮城県、八尾市、岡山県、宮崎県	○当市においても、左記支障事例が生じた場合、住民登録担当課の職員において住民基本台帳ネットワークシステムを通じて照会を行っているが、照会件数が膨大な数になるケースがあり、相当の事務負担が生じている。情報提供ネットワークシステムを通じて、他部署においても簡易に情報照会が可能となるよう要望するものである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名(以下「代表者氏名」という。)は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。</p>	<p>今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。</p>	<p>【青森県】 大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。 また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。 【小山市】 「開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている」とあるが、具体的には、どのように代表者氏名を活用して確認するのか疑問が残る。法人名及び所在地を把握できているのであれば事足りると思われる。 【岡山県】 確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特になく考えられる。 【熊本市】 重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めることについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>番号利用事務に関して地方公共団体においてA課からB課への特定個人情報の庁内連携を行うことについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)上、各自治体において条例を定めることにより実施可能と考えている。 なお、提案団体は、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーを利用して庁内連携することを提案しているが、情報提供ネットワークシステムについては、番号法第19条第8号又は第9号の規定による、異なる行政機関等の中での特定個人情報の提供を管理するために内閣総理大臣が設置しているものである。 また、中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象となる特定個人情報の副本を保存・管理し、既存の業務システムとの情報の授受の仲介、記録の管理等を行うために整備されているものであり、自治体中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が全ての自治体から委任を受けて、自治体中間サーバープラットフォームに共同化・集約化して整備・運用している。 以上のとおり、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーは、制度上もシステム設計上も、同一地方公共団体内の庁内における情報連携を行うことを前提としているものではない。</p>	<p>現在、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会を行う事務と、庁内連携により情報照会を行う事務は、どちらも番号法に基づく情報連携である。庁内連携のためのシステムを個々に構築するよりも、情報提供ネットワークシステムを利用することで、副本管理やシステム管理においてより効率的に情報連携ができると考える。頂いた1次回答は現行の制度を維持することを前提としているようであるが、情報連携範囲の拡大による行政事務のさらなる効率化や国民の利便性向上につなげるため、積極的に既存の仕組みを有効に活用する方策をご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
29	大分県、九州地方知事会	小規模保育施設の職員配置基準の緩和	小規模保育施設(A型)においては、従事者全員が保育士資格を有する必要がある。その上で保育所の配置基準に加えて1名の保育士が必要となっているが、この者に対する職員の配置基準を、子育て支援員や家庭的保育者などの一定の研修を受講した人員でも可能とするなど、保育士の有資格者の必要数を緩和するなど、柔軟な対応ができるようにすること。	地方においては、今後も更なる過疎化、少子化の進展に伴い、保育士確保が困難となったり、利用定員数に対して定員割れがおきることが懸念され、今以上に安定的な運営が困難となるおそれがある。	過疎地域等において、保育士不足により施設を整備できない事業者が事業に参画することが可能となり、ひいては地域住民の利便性向上に繋がる。併せて、従事者を雇用し易くなることから、小規模保育所等の安定的運営が可能となるもの。	内閣府、厚生労働省	川崎市、浜松市、滋賀県、島根県、徳島県、宮崎県	—
31	藤枝市	市街化調整区域における農家住宅、分家住宅の用途変更の許可要件の緩和	市街化調整区域内に立地する農家住宅、分家住宅について、移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可の検討を可能とすることを求める。	【現行制度について】市街化調整区域内に立地する農家住宅や分家住宅を売却し、一般住宅や事業所等として活用するためには、都市計画法に基づく都道府県知事の用途変更の許可が必要となる。都市計画法、都市計画法施行令、開発許可制度運用指針において、用途変更の許可に関する規定、留意事項が定められており、用途変更の許可を判断する際は、これらの法令、指針に基づいて判断することとなる。しかし、移住希望者のための住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更を認めてよいか、また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば倒壊のおそれがある建物である場合には用途変更の許可を検討してよいか、明確な規定が存在しない。そのため、市街化調整区域における農家住宅や分家住宅の用途変更の許可の判断が困難な状況である。 【生じている支障】当市の市街化調整区域内の農家住宅や分家住宅について、空き家となっている事例が多数存在し、地域課題となっている。一方、当市の市街化調整区域内への移住希望や、事業所(サテライトオフィス等)設立希望が複数寄せられていることから、当該区域内において空き家となっている農家住宅や分家住宅を移住希望者や事業所設立希望者へ売却することで、空き家問題等の地域課題を解決したいと考えているが、法令や指針に用途変更を認める規定が存在しないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。また、市街化調整区域内の農家住宅において、建物所有者が近隣へ転居し、当該農家住宅が空き家となったため売却を検討した事例において、売却のために必要となる用途変更については、用途変更を行うやむを得ない事情が必要なことや、建物所有者が近隣に転居した場合は用途変更の許可をすることができる規定がないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。売却が進まないことで、当該建物は空き家となり、建物の痛みも年々激しくなっており、そのまま放置すれば倒壊の危険がある状況である。	市街化調整区域内における農家住宅、分家住宅の売買が容易になり、空き家問題が解消される。また、地方への移住や事業所設立を希望する者のニーズに応えることが可能となるとともに、人口減少抑制、地方への定住・移住促進による地域活性化が可能となる。	国土交通省	名古屋、稲沢市、高槻市、兵庫県、熊本市	○当市においても、市街化調整区域内に管理不全の空家が一定数存在し、地域の課題となっていることから、売却のための用途変更の可能性について検討していただきたい。 ○市街化調整区域内における分家住宅等は許可者のみにその使用が限定されているため、当該住宅がいわゆる空き家となった場合、利活用を図る観点からは都市計画法の規制が弊害となっている。市街化調整区域内においても一定の人口が居住しており、すでに地域コミュニティが存在している。少しでも定住人口の減少を防ぎ地域コミュニティの維持を図るためには、空き家の利活用を積極的に進める必要があると考えており、当該住宅が空き家となった場合の取り扱いについて、「開発許可制度運用指針」で具体的な方策を示していただきたい。 ○【現状】当市の場合、農家住宅等から一般住宅へ用途変更する際は、農家住宅等が適法に建築等された後10年以上適正に利用され、その用途を変更することに社会通念上やむを得ない事情がある場合は、法34条第14号により許可している。サテライトオフィスについては事業所単体では許可していないが、兼用住宅として使用するのであれば許可の対象としている。なお、国道等の沿道においては、第2種住居地域に建築できる建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種は除く)を許可の対象としている。 【地域における課題制度改正の必要性】用途変更を容易にしてしまうと市街化が進んでしまう恐れがあるため、ある一定の期間は適正に利用された等の時間的な条件付きで移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすべきである。 ○開発許可制度運用指針において用途変更に係る考え方が一定示されており、当県においても用途変更に係る許可基準を設けているが、サテライトオフィス等近年ニーズが増加しているものなど、用途変更を可能とする具体的な運用を示していただくことは、既存ストックの活用による地域活力の維持に資すると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>小規模保育事業(A型)の保育士の配置基準については、保育の質、安全性を担保するため、保育所と同様の配置基準としつつ、人数や面積等が小規模な中でも、保育の質の確保を図り最低2名の保育士を確保するため、保育士を1名追加で求めていることから、実現することは困難である。他方で、保育所と同様に、保健師、看護師又は准看護師を1名に限り保育士としてみなすことは現行制度においても可能である。</p>	<p>保育の質や安全性の確保が重要であることは十分認識しており、最低2名の保育士を確保する必要があることも理解する。一方で、保育士2名の確保が、現行の小規模保育事業(A型)の保育士の配置基準の理由であるとすれば、2名以上の保育士が配置されている場合には、追加で1名配置する必要まではないのではないか。現在の配置基準について、柔軟な対応が可能となるよう、今後とも継続して検討いただくよう要望する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p>
<p>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、建築物の用途変更(は一定の基準に該当する場合に限り許可が認められており、開発許可権者が建築物の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に検討して、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合には、許可することが可能である。 これを受けて、開発許可制度運用指針(平成26年8月1日国都計第67号国土交通省都市局長通知)において、「法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」については、「周辺の土地利用に支障を及ぼさない限り」(I-7-1(20))許可の対象とし得るものとしている。例えば、近年、市街化調整区域において空家が多数発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難になる等の課題が生じていることなどを踏まえ、「地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合には、地域の実情に応じて、用途変更の許可をしても差し支えないもの」(I-15(1))としている。 このため、農家住宅及び分家住宅を移住希望者の住宅や事務所用途に変更することについて、上記の要件を満たす場合には現行制度で対応可能である。</p>	<p>開発許可運用指針(平成26年8月1日国都計第67号国土交通省都市局長通知)において、「法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」については、「周辺の土地利用に支障を及ぼさない限り」法第29条又は第43条の規定による許可が相当か否かの審査の対象として差し支えないとされていること(I-7-1(20))及び「地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合には、地域の実情に応じて、用途変更の許可をしても差し支えないもの」とされていること(I-15(1))は承知しているが、その要件の適合性の判断に苦慮することが多い。 空き家コミュニティの維持は、運用指針で移住者向けの住宅への用途変更を許可して差し支えない地域の例として示されている「農村地域等移住促進区域」に限られた課題ではなく、全国の市街化調整区域に広く共通する課題である。市街化調整区域は建築に様々な制限がかかる上、中古物件の流通量も十分でないことも踏まえれば、こうした課題を解決するためには、市街化調整区域一般において柔軟な用途変更を可能とすることが求められている。 よって、市街化調整区域における移住希望者の住宅、事業所(サテライトオフィス等)への用途変更について、許可の要件を満たす例として明確に示してほしい。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可が可能であることを明示してほしい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
32	前橋市、群馬県、太田市、沼田市、安中市、中之条町、嬭恋村、片品村、玉村町	電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。当市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めることは困難との回答であった。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。	経済産業省	宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市	○地域脱炭素に向けた自治体による率先した取組が求められているなか、当提案は自治体による再生可能エネルギー電力の活用可能性を上げるものであり、有益であると考えられる。 ○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。 ○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。 ○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。
33	大磯町、平塚市、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、佐世保市	戸籍事務のうち届書の受領行為に民間事業者が常駐せずとも民間事業者に業務委託することの取扱いを全国統一のものとする	戸籍法に基づく戸籍事務のうち届書の受領行為を民間事業者が業務委託することについて、平成25年3月28日付法務省通知では不測の事態等に際しての対応のために市町村職員が業務実施官署内に常駐することを要件としている。平成27年1月30日付閣議決定では、不測の事態における体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であるとされているが、法務局の判断基準が明確でないことから、全国統一の取扱いとするよう、市町村の実態に即した見直しを求める。	【現行制度について】平成25年3月28日付法務省民一第317号通知において、戸籍事務のうち届書の受領行為については、市町村職員が業務実施官署内に常駐し不測の事態等に際しての臨機適切な対応を行うことができる体制であれば民間事業者が業務委託することができることとされている。当町の閉庁時間(夜間)の戸籍届書の受領については、町職員が庁舎に常駐することなく、庁舎管理業務に含めて民間事業者が業務委託し、翌開庁日に戸籍事務所管課の職員が預かった届書を確認し、事務を進めている。民間事業者が戸籍届書を受領する際に不測の事態が生じた場合は、戸籍事務所管課職員と連携を図り、戸籍事務所管課職員自らが臨機適切な対応がとれる体制を確保している。 【支障事例】令和3年度の戸籍事務等の現地指導において、平成25年3月28日付法務省通知に基づいて、現在の民間事業者への業務委託では、市町村職員が業務実施官署内に常駐しているという要件に該当しないことから改善の指摘を受けている。しかしながら、当町と同様の運用で所管の法務局の了承を得ている他県市町村の事例があることを確認したことを踏まえ、戸籍事務において全国統一の取扱いでないことは法定受託事務を処理する上で支障がある。 【制度改正の必要性】当町の閉庁時間(夜間)における戸籍届書の受領件数は、年間を通じ数件(令和3年度は6件)と少ない実態において、市町村が直接雇用している職員を常駐させることは現状よりも多くの予算を確保する必要があり、費用対効果が低いと考える。また、業務実施官署内に市町村職員が常駐していないことで、住民に不利益を生じさせるケースが想定できないと考える。 【支障の解決策】市町村の実態に即して、戸籍事務のうち届書の受領行為については、不測の事態等に際して市町村職員が臨機適切な対応ができる体制を確保されている状態であれば、市町村職員が業務実施官署内に常駐せずとも民間事業者が業務委託することが可能であることの取扱いを全国統一のものとして見直すことで解決すると考える。	市町村の実態に即した運用が可能になり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。特に小規模自治体等においては、費用対効果の低い業務への経費負担は、他の住民サービスへの予算に影響を及ぼす可能性は大きい。	法務省	花巻市、吉岡町、川越市、富士見市、練馬区、八王子市、山梨県、豊中市、吉野川市、長崎市、熊本市、大分県	○夜間休日中の届出数は平日の日中よりも少なく、0件の日のほうが多い。市職員の常駐は費用対効果が著しく低いと考える。 ○当市においても、休日又は執務時間外における戸籍届書の受領について、庁舎管理業務に含めて民間事業者へ委託したいと検討しているが、委託の導入にあたり市職員が業務実施官署内に常駐しなければならぬ点で苦慮している。平成27年1月30日閣議決定にある同一施設内に職員が常駐しない形態でも臨機適切な対応を行うことができると判断される体制について、明確な判断基準をお示しいただきたい。 ○現在、当町では24時間職員が常駐し、戸籍の届出を受け付けているが、宿直業務の民間委託に向けて進んでいる中で、懸案のように常に職員が受領する体制を維持するのは、人力的な面で難しい。どこの市町村も戸籍事務に携わる人員の数は限られていることや、戸籍事務に従事する職員が受領をせずとも、翌開庁日には届出書の中身を確認し、必要であれば修正のための来庁を促す等の対応をしており、受領時に戸籍事務に従事する職員がいないことで住民に不利益にさせた事例はない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
	<p>「指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には」とあるが、具体的な支障事例で既に記載のとおり、過日、資源エネルギー庁に確認した際、市が設置した施設であっても、保安規定上の設置者が指定管理者となっている場合は、地方公共団体(首長)と指定管理者の「密接な関係」を別途示す必要がある、との回答を受けている。この考え方では支障は解決しないため、提案実現に向けて再検討いただき、認められる場合の具体的な要件及び必要な証明手段を例示いただきたい。</p> <p>指定管理者制度は地方自治法で認められた行政運営手法であり、送電を受けようとする施設が地方公共団体所有の施設であることは明白である。したがって、市が設置した清掃工場で発電した電気を指定管理施設に自己託送する行為は、「当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する」行為にほかならないと考える。指定管理者は地方公共団体とは別の者であって、「密接な関係」を示す必要があると解するとしても、例えば設置管理条例等によって送電を受けようとする施設が指定管理者制度を活用した地方公共団体所有の施設である事実を示せば「密接な関係」の証明として足りると考える。指定管理者制度を活用している施設に対しても、それ以上の「密接な関係」の証明を求める必要があれば、理由をあわせて説明いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>戸籍事務の一部を民間事業者へ委託することにつき、市区町村から管轄する法務局に対して相談があった場合において、当該委託の可否について疑義が生じた場合には、当省に照会されるところ、当省において当該委託が可能と判断した場合には、当該内容を各法務局及び各市区町村に対し、周知することとしたい。</p>	<p>本提案は、戸籍届書の受領行為について、閉庁時間のうちの夜間時間帯において、不測の事態等に際し、市町村職員自らが庁舎に駆けつけるなど臨機適切な対応を行うことができる体制を確保している状態であれば、市町村の職員が常駐していなくても、民間事業者へ業務委託することを可能とする取扱いを、全国統一のものとして見直すことを求めるものである。</p> <p>閉庁時間のうち夜間時間帯においては年間を通じ受領件数が少なく、市町村職員が常駐していないことにより、民間委託業務の不適正な運営や戸籍法上の問題や住民に与える不利益は生じておらず、支障となる事案を示していただきたい。</p> <p>現行制度において、管轄法務局の了承を得た中で、閉庁時間のうち夜間時間帯に市町村職員が常駐していなくても、戸籍届書の受領行為を民間事業者へ業務委託をしている他県市町村の事案を確認している。片や同様の運用をしているにもかかわらず、当町管轄法務局では是正案件とされていることは、法定受託事務を処理する上で、公平性に欠ける実態がある。</p> <p>法定受託事務である戸籍事務の取扱いが全国統一ではなく管轄法務局の裁量としていることは、市町村が事務を処理する上で、住民サービスに影響が及ぶほど大いに支障が生じている。</p> <p>以上から、戸籍届書の受領行為について、全国統一のものとして見直しをしていただきたい。</p> <p>また、平成27年1月30日付閣議決定にある戸籍事務の一部民間事業者への委託について、当該閣議決定以降、これまで取扱いが認められたものについて周知し、法務局の判断基準を明確にし、全国統一の取扱いとするよう、全国市町村の実態に即した見直しを改めてお願いしたい。</p>	<p>【長崎市】 平成27年1月30日付閣議決定により貴省から示された対応方針は承知しているところであるが、委託導入を検討するにあたり参考としたいため、事例が生じた際に周知くださるのではなく、貴省及び管轄法務局が委託可能と判断する基準をお示しいただきたい。</p>	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
34	館林市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、大泉町、邑楽町	水道使用情報の、水道事業者から他の行政機関への提供	水道事業者が、水道の使用に関する情報を他の行政機関に提供可能にすることを求める。	「空き家の発生を抑制する特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円控除)」においては、家屋所在地の市区町村が「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書)を交付することが必要となるが、その際、市区町村が特例を受けようとする家屋が居住等の用に供されていないことを確認するため、電気・ガス又は水道の使用中止日が分かる書類等が必要とされている。申請者は確認書の交付を受けるため、戸籍謄本等入手の上、電気・ガス・水道会社等に使用中止日に関する書類を請求する必要があり、申請者の負担となっている。そのため、本人の同意を得た上で、水道事業者から水道の使用に関する情報を行政機関に提供することを可能にすることにより、市区町村側で空き家における水道の使用中止日を把握し、当該家屋が居住等の用に供されていないことを確認することができ、特例措置の活用にあたっての申請者の負担の軽減や、制度を案内する市区町村の負担軽減にもつながる。なお、確認書の交付には、電気・ガス・水道のいずれかが使用されていないこと1つの証明があればよいとされており、本市においては水道事業を企業団として運用しており、行政機関同士で連携が図れることから、水道事業者に限定をして提案をしている。	「空き家の発生を抑制するための特例措置」に限らず、行政機関が社会インフラの使用情報を把握可能とすることで、様々な住民の申請書類が省略できることとなり、住民の申請に要する負担を減らすことが可能となる。また、行政機関も自ら情報を得ることができ、確実かつ効率的な事務処理に繋がる。	個人情報保護委員会、厚生労働省	所沢市、豊田市、山陽小野田市	—
36	相模原市	下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加	水質汚濁防止法上の旅館業の用に供するちゆう房施設、洗濯施設及び入浴施設(以下「旅館業3施設」という。)は、設置等届出や下水排水制限等の対象から除外されている。この下水排除制限等の適用除外となる特定施設の範囲を見直し、「17豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」、「67洗濯業の用に供する洗浄施設」(終末処理場で処理困難な物質を取扱う施設は除く。)、 「71自動式車両洗浄施設」(以下「提案3施設」)についても下水排除制限等の適用除外とすること、または各自治体において提案3施設を適用除外とすることを条例で定められるようにすることを求める。	例示した提案3施設は、対象事業場が多く届出件数も多い一方で、ほとんどの場合が小規模なサービス業等に属する事業場に設置している。そのため、排水量が少なく、業種、使用する原材料や薬剤から考えて、その排水の具体的な汚濁項目は終末処理場で処理可能で、汚濁の程度も一定水準以下の「生物化学的酸素要求量(BOD)」、「浮遊物質(SS)」及び「ノルマルヘキササン抽出物質」であり、旅館業3施設と同様に終末処理場で処理困難な物質(下水道施行令第9条の4第1項各号の物質)は含まれていないことから、そのまま流しても下水道施設に影響を与えることはない。一方で、実際に行っている市町村の事務においては、施設設置届出に伴う提出書類の数が膨大であり、届出に不慣れな小規模事業者に対して市町村の指導が必要な場合が多く、事業者側にも市町村側にも相当の事務負担が生じている。このような課題は、他市町村でも生じていることを指定都市ブロック下水道管理担当者会議や県の担当者会議等で確認しており、本事例は本市だけでない共通の課題である。	下水道施設に影響が少ない事業場に係る手続が不要になることで、市町村にとっては、真に必要な事業場等の検査等に重点的に取り組むことが可能となる。また、事業者にとっては迅速な事業開始や届出作成の負担軽減となる。	国土交通省	浜松市、富士市、寝屋川市、大分県	○本市においても規模の小さい事業場が多く、特に氏名変更や廃止等の届出について、手続きに不慣れな事業者への指導に苦慮している。また、既に移転又は廃止している事業場も多く見受けられる。「17豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」については、本市では2事業場のみで、平成7年以降増加していない。どちらも個人事業であり、1日当たりの排水量は1～5㎡程であることから、下水道法上では特定施設として取り扱う必要性はないと思われる。「67洗濯業の用に供する洗浄施設」については、個人での小規模な事業は、排水量が少なく、一般家庭の洗濯機排水と変わりない事例が多くみられる。特定施設として取り扱うのであれば、有害物質を使用しているものや、1日当たりの排水量が50㎡以上などの大規模な事業場のみ絞るべきである。「71自動式車両洗浄施設」については、水質の立入検査等でも規制値を超える事例は少なく、公共用水域へ流している場合も多くみられる。排水負荷量及び排水量からみても、管渠及び終末処理場へ与える影響は少ないと思われる。○本市においてもガンリンスタンドなど「71自動式車両洗浄施設」の設置事業場が多数存在し、届出書の提出漏れ等、書類上の問題に対する対応に多くの時間が割かれてしまっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>水道法第24条の2に規定する情報提供については、その方法や形式等は水道の需要者に対して、入手しやすい方法や理解しやすい形式を工夫し行うものであり、地域の実情にあった方法で、水道の需要者へ情報を提供いただきたい。</p> <p>また、地方公共団体における個人情報の取扱いについては、地域の特性に応じ、それぞれの団体が定める個人情報保護条例によって規定されている。そのため、当該団体に御相談いただきたい。なお令和5年4月1日からは地方公共団体における個人情報の取扱いの根拠は、各団体の個人情報保護条例から全国的な共通ルールである個人情報保護法に一元化されることとなる。個人情報保護法上、公営企業管理者を含む地方公共団体(一部事務組合を含む。)の機関においては、利用目的の範囲内であれば、個人情報を利用または提供することが可能である。また、利用目的以外の目的のためであっても、法令に基づく場合や本人の同意がある場合等に個人情報を利用または提供することが可能である。</p>	<p>水道使用情報の提供が必要となるケースについては、本市が提案において例として記載した「空き家の発生を抑制する特例措置」のように、「本人が希望し、更に同意を得た上で利用目的の範囲内において個人情報を利用又は提供すること」がほとんどであると想定される。また、本市を含むほとんどの地方公共団体の個人情報保護条例においては「個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならないが、本人の同意があるとき又は本人に提供するときはこの限りではない」と規定されているものと思料する。</p> <p>したがって、水道事業者から他の行政機関への水道使用情報の提供について、第1次回答でお示しいただいたような条件を満たす場合は、一般的に、個人情報保護の観点からも提供して差し支えない旨を、地方公共団体に通知等により周知していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 利用目的の範囲内として通常提供できるものなのか、利用目的外ではあるものならんらかの個別法により、「空き家の発生を抑制するための特例措置」と同様に使用可能であるのか、本人不在の空き家の所有者でも何らかの形で本人の同意をとったものとみなせるのか、今回の改正により対応可能な範囲について十分な回答を示されたい。</p>
<p>公共用水域の水質の保全のため、公共下水道等からの放流水については、水質基準が定められており、下水道管理者等は、特定施設からの下水への排除制限を行うことにより、終末処理場での最終的な下水処理後の水質基準を適合させることを可能にしている。特定施設を設置しようとするときは、あらかじめ公共下水道管理者に下水の量や水質に関する事項を届けなければならないこととして、公共下水道に排除される下水が、基準に適合するか否かを事前に審査し、届出に係る内容が不相当であるときは、計画変更命令等を行い、除害施設の設置等の措置をとらせることにより、下水道への悪質下水の流入を事前に防止することを目的としている。</p> <p>旅館業3施設は、その排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能な生物化学的酸素要求量(BOD)や浮遊物質(SS)のみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下であることから、放流水の水質管理上支障がないものとして、上記届出の対象外となっている。</p> <p>他方、ご提案の3施設からの排水については、環境省の調査によると、有害物質が含まれたり、BOD等のみによる汚濁であっても旅館業3施設に比べ汚濁負荷量が高かったりしており、ご提案の3施設を適用除外にした場合、特定施設から排出された有害物質や濃度の高いBOD等を含む下水が終末処理場における水処理に負荷をかけ、公共用水域の水質の悪化が懸念される。</p> <p>また、ご提案の中で3施設の事業規模が小さく排水量が少ないことに触れられているが、有害物質を排出する特定施設については、1日当たりの排水量が50m未満であっても下水排除制限の対象となること、公共下水道管理者は、事前の届出がなされない限り当該施設からの排水が有害物質を含むか否かを把握できない。</p> <p>加えて、当省で把握しているところでは、一部自治体でご提案の3施設について水質基準を遵守するよう指導しているケースが多数存在し、特定施設の設置状況の把握、特定施設への排水指導による水質基準の遵守が可能となることから、ご提案の3施設を適用除外されると困るといった意見もある。</p> <p>上記を踏まえると、ご提案の3施設を下水排除制限や特定施設の設置の届出等の適用除外とすることについて、放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、引き続き、上記届出の対象であるとして、下水道管理者による事前審査を受けることが適切である。(別紙あり)</p>	<p>貴省の第1次回答では、事前の届出がなされない限り有害物質を含むか否かが把握できないこと及び提案の3施設からの排水の汚濁負荷量が高いため放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、提案の3施設を下水排除制限等の適用除外とすることはできないとしている。</p> <p>事前の届出がなされない限り有害物質を含むか否かが把握できない点については、下水道法では現在も、旅館業3施設のうち入浴施設であって温泉を利用するものについては届出を求めており、全ての入浴施設を届出対象から除外しているわけではない。これと同様に、提案3施設のうち、終末処理場で処理困難な物質を取扱う可能性のある施設については、排水量に関わらず引き続き特定施設として届出を求めることで、排水が有害物質を含むか否かを把握することが可能となる。</p> <p>次に、放流水の水質管理上支障がないと一概に判断できない点については、その排水量が少ない事業場についてのみ適用除外とする、または、各自治体において終末処理場の処理能力も踏まえた上で適用除外とする施設や条件を条例で定められるようにするなどにより、一律の適用除外が難しい場合でも各地域が実情に応じて柔軟に対応できるような制度改正は可能であると考えます。</p> <p>最後に、本市以外からも提案の3施設を適用除外とすることに賛同している自治体があることも事実である。今日の終末処理場の処理能力を踏まえると、排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能なもので、汚濁の程度が一定水準以下である施設については、本市が提案した3施設に限らず下水道排除制限等の適用除外とすることについても、引き続き前向きに検討をお願いする。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
37	北広島市	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないこと の明確化	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。	【支障事例】市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。 【制度改正の必要性】納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間400件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が50件程度ある。納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考え。	納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化に寄与するなど、地方税に対する納税者の信頼の確保が促進される。また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市	○当提案については、地方税法第353条の規定により、個人情報の保護に関する法第18条第3項第1号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実には市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。 ○当市においても、家屋調査及び評価付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資料量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。 ○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。 ○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。 ○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村の徴税吏員等が、地方税法第20条の11又は第353条第1項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する。</p> <p>このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等の本人同意(個人情報保護法第27条第1項)を得る必要はない。</p>	<p>第1次回答でお示しいたいた内容については、従前から本市において個人情報取扱事業者へ説明している内容と同一であることから、現行のままでは、支障が解消されないことが考えられる。</p> <p>については、関係府省から関係する個人情報取扱事業者(建設業の許可を受けている者等)に対して、通知等の発出等によって、早期にご周知いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	【制度改正の経緯】令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。 【支障事例】今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。 当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。 また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。 【制度改正の必要性】自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができると思われる県がある。 また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。 さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。 以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続き負担の軽減を図るといった観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。	市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。 また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	総務省、法務省	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、西都市、門川町	○当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。 ○毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和4年度税制改正により、住宅の特例措置(地方税法第73条の14第1項及び第3項並びに同法第73条の24第1項から第3項)の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の1つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。 ○年間180時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。 ○現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると考えられる。 ○当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながる事が期待できる。 ○現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第422条の3に基づく通知(評価額通知)を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第422条の3に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。 ○当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容(特に評価額)については情報がなく、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。 ○県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。 ○登記所からの通知では、固定資産評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等ができない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したのではない。</p> <p>そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。</p> <p>なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。</p>	<p>本提案の対象である承継取得分に関する固定資産評価額については、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ全件通知されるとともに、固定資産評価額に修正が生じた場合においても市町村から登記所への通知がなされており、登記所は登録免許税の算定時において地方税法第422条の3に基づく通知による固定資産評価額を使用しているのではない。</p> <p>さらに、現に都道府県によっては、都道府県が登記所へ臨場して登記情報と固定資産評価額を閲覧して、不動産取得税事務を実施しているなど、不動産取得税の課税主体は都道府県であることから、そもそも登記所で保有している情報を都道府県へ渡すことについて、真正性の担保が必要である理由をお示しいただきたい。</p> <p>当市としては、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、「市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。」としていることは承知しているが、遅くてもこのタイミングで実現は可能と考えられることから、実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>【北海道】 家屋の建築年月日については、法務局において管理している情報であることから、登記情報と合わせて提供いただくことができるものと考ええる。</p> <p>【豊田市】 都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく不動産の取得の事実の通知及び同法第73条の22の規定に基づく固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知については、税務システム等標準仕様書に規定された事項であるが、システム稼働まで3年余あり、その間においては支障事例が解消されない。また、システム導入にあたり、市町村において多額の財政支出を伴うこと、各ベンダーにおいて人的リソース確保に苦慮している現状を鑑みるに、令和8年度の一斉稼働に対し、懐疑的な見解も一部あることから、地方税法第422条の3に基づく通知をデータとして提供を受けており、当該データの活用が見込める登記所については、その間、固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を行い、事務負担の緩和を図られたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
39	北広島市	市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること	地方税法第20条の11に規定する調査権を根拠として、市町村が法定相続情報一覧図を用いて相続人を探査する措置を可能とすること。	<p>【制度改正の経緯】 土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるが、当該所有者が賦課期日に死亡している場合には、「現に所有している者」が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。 課税庁においては、「現に所有している者」(通常は相続人)を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、当該所有者が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者(現所有者)に対し、その氏名、住所等を申告させることについて、令和2年度の税制改正において、制度上位置づけられた。 【支障事例】 しかしながら、この申告については、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を、当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするためのものであり、当該申告のみをもって納税義務者を認定するものではなく、当該申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認するなどにより、適切に判断すべきものである旨、総務省自治税務局固定資産課税から事務連絡が出ていることや、相続人等において、被相続人が固定資産を所有していることを把握していないことなどから、相続人等から申告がなされない事例が少なからず生じているのが実情であることから、市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定するための調査に多くの時間を要し、迅速かつ適正な課税に不都合が生じている従前からの状況に大幅な改善が図られていない。 【制度改正の必要性】 市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定しているところ、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、戸籍簿の請求事務や戸籍簿の内容確認事務を削減することができるなど、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。</p>	「現に所有している者」を特定するための調査時間の大幅な短縮が図られ、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保はもとより、所有者不明土地等に係る課題の解消の促進に寄与する可能性がある。	総務省、法務省	室蘭市、北見市、留萌市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、森町、花巻市、宮城県、富谷市、いわき市、水戸市、高崎市、入間市、桶川市、練馬区、八王子市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市中、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、枚方市、宇陀市、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市	<p>○固定資産税の所有者死亡にかかる課税事務については、相続人の特定が困難であるため全国的な問題に発展しているものである。適切な市町村の税制運営のためにもご検討いただきたい。</p> <p>○現状、現所有者申告の提出があった場合には申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認し、現所有者申告の提出がない場合には申告を促すなどしたうえで申告内容等を戸籍簿等を確認するなどして「現に所有している者」を特定している。現所有者の特定のための戸籍簿の請求事務、戸籍簿の内容確認事務、現所有者へ申告書の提出を促す事務には多大な時間を要し、これまでの業務体制に支障が生じている。よって、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、当該制度により増加した業務の効率化が図られ、行政サービス向上に寄与することが期待できる。</p> <p>○固定資産所有者の相続人が相続放棄をした際に、他の相続人を特定するための調査に多くの時間を要している。</p> <p>○相続関係の調査には、年間を通じて多大な労力を払っており、法定相続関係一覧図の写しの交付を請求できるだけで、業務の軽減に帰することは明白である。法定相続関係一覧図を作成する場合は、相続に関係する人数が多い場合が多く、より時間のかかる事案について早期に解決できることが見込まれる。</p> <p>○当市では、「現に所有している者」を申告させるための書類を、相続人と考えられる者に対し送付し申告を促している。送付先である相続人の調査にあたっては、戸籍簿を確認するなどし、調査に多くの時間を要しており、従前からの状況に大幅な改善が図られていない。そのような中で、「市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること」によって、相続人調査が一定程度短縮される可能性があり、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保に寄与する。</p> <p>○当市においても戸籍簿を確認するなどして「現に所有している者」を特定しているため、調査に時間を要することで、迅速な課税に支障が出ている。</p> <p>○相続人調査には多くの時間を要している。提案のとおりになれば事務を迅速に進めることが可能となる。</p> <p>○固定資産税の納税義務者死亡後、登記名義が変更されないまま、相続人が納税している場合がある。その相続人が亡くなった後、滞納事案となった際、現所有者の特定のための調査に多くの時間と労力を要している。法定相続情報一覧図の利用により、複雑化した相続関係の調査が軽減できる可能性がある。</p>
40	北広島市、船橋市	罹災証明書交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報が利用できることを通知の発出や手引き等で明確化	罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。	<p>固定資産課税台帳等の情報については、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できないものとされている。</p> <p>法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳等の情報が活用可能となる場合があるとされているが、罹災証明書の交付に係る根拠法である災害対策基本法には特段の規定はないことから、各市町村の個人情報保護審査会等で個別具体的に審査等をする必要があるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施に支障が生じている。</p> <p>また、現在公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じるため固定資産課税台帳等の情報の活用を行うことが可能であることを明確化していただきたい。</p> <p>なお、共同提案市のほか、現在、全国で250団体以上の地方公共団体において、民間の住家被害認定調査の支援システム(以下、「システム」という)を導入しており、当該システムは、固定資産課税台帳等の情報を取り込むことで、更に迅速適正な調査等の実施が可能となる機能を有しているものの、固定資産課税台帳等の情報の利用について明確化されていないことから、十分に機能を活用することが出来ないと考える団体が多く存在していることがシステム利用団体への照会により判明した。</p>	デジタル技術を有効に活用することが可能となるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施が促進され、被災者生活再建支援全体のスピード向上に寄与する。	内閣府、総務省	深川市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、千葉市、八王子市、川崎市、横須賀市、名古屋市中、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、八幡浜市、東温市、熊本市	○発災後、支援システムに固定資産課税台帳の情報を提供できるように防災担当課と覚書を締結して対応している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【総務省】 法務局による法定相続情報一覧図の提供の可否については、最終的には法務省の判断とはなるが、法定相続情報一覧図の提供が得られれば、市町村の課税事務の効率化につながることから、引き続き法務省と協議してまいりたい。</p> <p>【法務省】 法定相続情報一覧図(以下「一覧図」という。)は、相続に起因する手続を効率化するため、一覧図の保管及び写しの交付の申出をした者(以下「申出人」という。)が自ら戸除籍謄本等を収集した上で作成し、登記官がこれを認証して交付するものである。</p> <p>そのため、法定相続情報証明制度においては、一覧図の写しを申出人以外の第三者に提供して当該第三者が利用することは想定しておらず、市町村に交付することは制度趣旨に合致せず、認められないものとする。</p> <p>なお、そもそも申出人は、相続に起因する手続を行おうとする者であり、被相続人が不動産を有している場合は、一覧図作成後に相続登記を申請する可能性が高いと考えられる。そして、相続登記後は、地方税法(昭和25年法律第226号)第382条第2項の規定に基づき、登記所はその旨を市町村長に通知することを踏まえると、市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性は乏しいものと思われる。</p>	<p>【総務省】 提案趣旨をご理解いただき、大変ありがたい。実現に向けて、引き続き、法務省と協議をお願いしたい。</p> <p>【法務省】 制度趣旨に合致しないため認められないとのことであるが、地方税法第20条の11に規定する官公署等への協力要請(以下、「法第20条の11」という。)に対しては、「行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することができない(地方税法総則逐条解説)」と解されている。</p> <p>また、戸籍簿の公用請求については、法第20条の11に基づくものであれば認められていると承知している。</p> <p>市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性に乏しいとのことであるが、法定相続情報一覧図の作成後、直ちに相続登記を行うケースばかりではなく、法定相続情報一覧図の作成後、遺産分割協議を経て相続登記を行うケースも想定される。</p> <p>さらに、固定資産税は、賦課期日(1月1日)前に相続が発生して、賦課期日までに相続登記を終えていなければ、相続人全員に連帯納税義務が生じる(地方税法第343条第2項(現に所有している者とは、原則、相続人))こととなり、また、賦課期日後に相続が発生した場合には、法定相続分に応じて、各相続人が納税義務を承継する(地方税法第9条第2項)こととなるなど、相続登記をしたとしても、相続人の把握を行う必要のあるケースが多いため、地方税法第382条第2項の規定による通知では足りない。</p> <p>については、追加共同提案団体が33団体に上っているなど、必要性は多大にあることをまずはご認識いただき、本件提案の実現に向けて、積極的にご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、課税事務の効率化を図るため積極的に検討していただきたい。</p>
<p>罹災証明書は、被災者支援の判断材料として活用されていることから、早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても、迅速に行う必要があると考えております。</p> <p>今回、提案されている固定資産課税台帳等の情報の利用については、提案団体等より、被害認定調査を行うにあたってどのような情報を使えば迅速化に寄与するかお示しいただき(当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由を含めて)、その上で内閣府及び総務省において、当該情報が地方税法第22条における秘密に該当するかどうかや、秘密に該当する場合は個人の秘密保護と公益性等を比較衡量し、利用の可否を判断する必要があると考えます。</p> <p>その際、登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報以外に必要な情報を教えていただければと考えます。</p>	<p>前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。</p> <p>迅速化に寄与する情報の種類については、地番及び用途並びに構造並びに家屋の評価に関する資料である。</p> <p>また、当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由については、地番及び用途については、基本的には登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報(以下、「登記情報」という。)であるものの、全部又は一部において登記されていない家屋が一定数存在するところであり、この家屋の情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。</p> <p>そして、登記されている家屋であっても、地番及び用途について、登記情報と現況が異なることが多々ある。</p> <p>地番については、住家の特定を行うのに必要不可欠なものであるが、土地が合分筆したなどで、登記上の地番と現況の地番(被災者の住所)とで相違が生じることや、用途については、効率的に調査を行うために調査票等の作成などの事前準備をすることが考えられるものの、用途が変更したなどで、登記上の用途(登記では種類)と現況の用途とで相違が生じることがある。</p> <p>次に、構造については、木造・プレハブとそれ以外の家屋では調査の手順が異なるものの、登記情報で判別できないところであり、この情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。</p> <p>最後に、家屋の評価に関する資料についてであるが、調査にあたっては、立面図や基礎図、平面図を作成すると効率的であるものの、作図には一定の時間を要することから、評価調書等に付随する立面図、基礎伏図及び平面図を利用することによって、効率的に調査結果を記録できる。</p>	<p>【八王子市】 被害認定調査を行うにあたっては、家屋の情報が必要となるが、調査対象には当然、未登記家屋も存在する。一般に公示の対象となっていない未登記家屋の情報についても、被災者生活再建支援システムに取り込み、利用できるような法整備がされれば、被害認定調査の迅速化につながり、結果として被災者の生活再建支援に寄与することとなる。</p> <p>登記物件であっても、相続や増築などにより現況が登記内容と一致しないことが往々にしてあるため、現況を反映している課税情報を活用することで、住所(送付先)、氏名(納税管理人)、所在地、種類、構造、屋根、階層、各階床面積、住居戸数等が正確に把握できる。</p> <p>また、課税資料として保有している平面図についても利用できれば、家屋の被害状況を現場で効率よく把握できる。</p> <p>これらの情報は、他の手段では入手が不可能であるが、被害認定調査の迅速化には重要な材料となる。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
41	北広島市	罹災証明書 の交付に必要 な住家被害 認定調査に ついて写真等 の資料を 確認する 方法による 被害が 確認でき れば、必ず しも現場を 要すること なく、準半 壊に至ら ない(一部 損壊)以外 の被害の 程度につ いても被 害認定す ることを 可能とし 、明確化 等	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも現場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等。	災害対策基本法第90条の2において「(略)住家の被害(略)の被害の状況を調査し」とされていることや、被害が軽微なもの取り扱いとして、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件については、現地調査そのものを行わないことも考えられることが示されていることから、「明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件」以外の物件については、全棟、現地に臨場して住家被害認定調査を実施するものとしている。被害認定後でない各種被災者生活再建支援制度の適用ができないものの、多数の住家を短時間で現地調査することは、現状、極めて困難であることから、被害認定に時間を要し、結果として復興が停滞するなどの支障が生じる。 現在、公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じる。 なお、被災者自らが撮影した写真の提供や火災保険会社やマンション等管理会社等と被災住家の写真を共有するなどして、市町村が現地に臨場せずとも被害認定を行うことは技術的には可能であるほか、市町村への写真の提供を電子的な手段を用いて行うことで被害認定に関する事務の大幅な効率向上に寄与することが考えられる。	早期の被害認定及び罹災証明書の交付が実現することから、被災者生活再建支援の更なる迅速適正化に寄与する。 また、災害分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	内閣府	深川市、高崎市、埼玉県、川崎市、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、今治市、八幡浜市、福岡県、大分県	○令和元年東日本台風で当県が被災した際、市町村における住家被害認定に多くの人手が必要となり、県から延べ362人を派遣することとなった。
42	山口市 【重点2】	土地所有者 探索等のた めの住民基 本台帳ネッ トワークシ ステムの利 用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。 また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。	業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。 また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。	総務省、国土交通省	館林市、浜松市、鹿児島市	○市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>罹災証明書は、被災者への公的支援の判断材料として活用されていることから、その前提となる被害認定調査を迅速かつ的確に行い、罹災証明書を早期に発行することが重要です。そのため、被害の程度の的確性を写真だけで担保することが可能であれば、必ずしも現地への臨場を要することなく被害認定調査を行うことは可能であると考えております。</p>	<p>前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。 しかしながら、現状、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(令和3年5月内閣府(防災担当)(以下、「手引き」という。))では、「被災者の合意を得ることができ、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合は、被害の状況がわかる写真等を用いて調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことが考えられる」とされており、また、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月内閣府(防災担当))(以下、「指針」という。)では、航空写真等を活用した判定について、「航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。」とされているところである。 今回の第1次回答については、「準半壊に至らない(一部損壊)」だけでなく、それ以外の被害の程度である「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の全ての被害認定区分についても、被害の程度の判定の的確性を写真だけで担保することが可能であれば、必ずしも現地への臨場を要することなく被害認定調査を行うことは可能である、とのお考えだと認識しているが、今回の第1次回答のお考えを、指針や手引き等の改正や通知の発出等によって、早期にお示しいただきたい。 また、被害の程度の判定の「的確性の担保」について、被害の程度の判定を的確に行うことができる写真を効率よく収集する手段・方法について技術的な助言や参考情報等があれば併せてお示しいただきたい。</p>	-	-
<p>所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとした。</p>	<p>第1次回答において、「必要な対応を検討することとした」とされているが、所有者不明土地対策としての住基ネットの活用について、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。 また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。 地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、関係府省で行われた調査結果を踏まえつつ、所有者不明土地対策としての住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう前向きな検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
43	中核市市長会	電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。前橋市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めることは困難との回答であった。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。	経済産業省	宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市	○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。 ○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。 ○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施してないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。
44	中核市市長会、平塚市	二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。))については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。	軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹システムへ取り込むこともできるため、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹システムへの入力が入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。	市区町村において、基幹システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や賦課期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。申告書の記入誤りや、字の不鮮明等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれ、市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。	総務省、国土交通省	札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市	○125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書(紙媒体)のみに基づいて行っている。そのため、申告書の記入漏れや文字が不鮮明である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できずに納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。 ○125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自筆で行われるため、申告内容に疑義が生じるたびに問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、賦課期日前後に申告書が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。 ○システムへの入力作業は申告書(紙媒体)により行っている。この申告書は複写式で手書きも多く正確に読み取ることができないことがある。軽四輪は電子データで確認することができるが、軽二輪はFAXにより照会を行い確認作業を行っているが、回答まで3日以上長時間となることから電子化は必要である ○申告内容不備や確認に時間を有するケースが多く、また申告書未着による当初課税誤りもあるため課税事務の円滑化を図るために必要と考える。 ○軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目に追加する必要がある。 ○125ccを超える二輪の間合せについては、FAXにより軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。 ○二輪の軽自動車については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「税止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。 また、二輪の軽自動車税申告書は手書きで不明瞭なものが多く、確認のため市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。 ○申告書の手入力に時間を要しており、手入力による入力誤りのリスクがある。また、税止めに係る照会に時間を要している。 ○情報提供が紙媒体であるため基幹システムへの入力でもRPAを活用できず手入力となっている。また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファックス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。 ○当市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と手入力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入力は行わず、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にバッチさせ、CSVデータに変換したうえで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に間に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間約18,000件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用(申告書)18,000件×(単価)83円【取得と廃車で異なるため平均額】=1,494,000円程度の削減につながる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号ロにおける「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。</p>	<p>回答によれば、現状でも指定管理者制度を活用している施設であっても自己託送が利用可能であると読み取れる。しかし、現状その利用が簡単ではないことから提案された要望であり、指定管理者が維持・運営を行っている施設において「自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる」ための具体的な要件及び必要な証明手段の例示を回答いただきたい(当該設備の維持運用にかかる業務は指定管理の範囲に含めず、直営とした場合なのか、あるいは、当該施設の管理手法を問わず、公の施設として自治体に帰属する施設である場合を指すのかなど。)。具体的な支障事例で既に記載のとおり、指定管理者制度は地方自治法で認められた行政運営手法であり、当該施設が地方公共団体所有の施設であることは明白である。したがって、清掃工場で発電した電気を指定管理施設に自己託送する行為は、「当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する」行為にほかならず、例えば設置管理条例等によって当該施設が指定管理者制度を活用した地方公共団体所有の施設である事実を示せば足りるということであれば支障は解消される。しかし、過日の問い合わせに対する回答のように、保安規定上の設置者名義が指定管理者であること等を理由に地方公共団体(首長)と指定管理者の密接な関係を示す必要があるならば状況は何ら改善しないため、提案実現に向けて再検討いただきたい。なお、検討の結果、対応不可の場合は、指定管理者制度を活用している施設に対しても密接な関係の証明を求めたい理由をあわせて説明いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税賦課徴収を目的としている場合、情報提供承認機関である(一財)自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討してまいりたい。 一方、軽自動車税賦課徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その提供方法に対応したシステム改修などの費用負担面について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。</p>	<p>本提案は、現在、三輪及び四輪の軽自動車等の検査・届出情報を照会、ダウンロードが可能となっている軽自動車検査情報市区町村提供システムについて、125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の情報についても同様のシステムを構築し、電子データでの提供を可能とすることを求めるものである。軽自動車税は4月1日を賦課期日とし、納税通知の発送まで限られた日程で事務を行わなければならないため、情報提供元に照会をする時間や調査依頼をかける時間も、特に事務が集中している期間については事務負担となる。また、照会に対する回答や調査結果を得られるまでに時間がかかることにより、納税者より、「複数市区町村から納税通知書が届いた」「抹消手続きをしたはずの車両の納税通知書が届いた」等の苦情の問い合わせが後を絶たない。申告書情報を電子データで提供することにより、申告書情報の正確化、迅速化が図られ、自治体と運輸支局双方の労力や時間を省くだけでなく、納税者の負担や失念によるトラブルを未然に防ぐことに繋がり、3者にとってのメリットが非常に大きい。課税の根拠ともいえる申告書情報を電子化する意義は非常に大きく、費用対効果に照らしても、システム改修を行う必要性は高いと思われるため、DX推進の一環として早急かつ前向きな検討を期待する。 また、小型二輪に関しては、(一財)自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能との回答だが、同協会の登録情報サービスは、市区町村が賦課徴収のために使用する場合においても有料であり、市の財政的な負担となっている(1台1件3.6円+初期経費+消費税)。</p>	<p>【刈谷市】 支障事例で示されているように、課税事務が円滑に行えない現状があるため、早急な電子データでの提供を要望する。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
47	塩竈市、宮城県、石巻市、大河原町、柴田町、山元町、大和町、加美町、美里町、南三陸町	同一施設を継続利用する児童が市町村を跨ぐ住所異動をした場合における公定価格(施設型給付費)の日割り計算の簡素化	施設型給付費を受ける保護者が、月の途中で他の市町村に転居したものの、その児童が同一施設を継続利用する場合における施設型給付費の日割り計算について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱とすることなく、「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とする。なお、本提案の措置が実現した場合でも、現在自治体向けFAQ(令和3年10月1日)No.419に記載の月割りの取扱については、引き続き可能とすることを求める。	児童が保育所等を利用中に他市町村へ転出し、同一施設を継続して利用する場合には、施設型給付費の算定のため、転出元・転出先市町村それぞれにおいて、公定価格の日割り計算を行うことになる。日割り計算の基礎となる日数については、幼稚園等教育標準時間認定施設は「20日」、保育所等保育認定施設は「25日」と定められているが、実際には月毎に施設の開所日数変動し、必ずしも「20日」や「25日」とならないため、以下の支障が発生しており、市町村の負担が大きくなっている。 ①自治体間での日数調整事務が発生する。 ②調整が発生することから施設型給付費を計算するシステムでの画一的な計算ができない。 【例1】幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年2月18日にA市からB市に転出入した場合、令和4年2月の平日日数18日のうち、A市での平日在籍日数10日、B市での平日在籍日数8日となる。現行制度では、A市10/20、B市8/20となり、当該施設は通常通り平日を通して開所しており、児童がその全ての開所日数において施設を継続利用し続けているにも関わらず、公定価格が満額算定されないこととなるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日増やしてA市11/20、B市9/20とする運用を行っている。 【例2】幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年6月15日にA市からB市に転出入した場合、令和4年6月の平日日数22日のうち、A市での平日在籍日数11日、B市での平日在籍日数11日となる。現行制度では、A市11/20、B市11/20となり、公定価格の算定額の合計が上限額を超えるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日減らしてA市10/20、B市10/20とする運用を行っている。	制度を改正することで、支障に記載した【例1】の場合であれば、A市が算定で用いる分子は18日、B市は10日であり、分母は28日であることから、A市18/28、B市10/28となり、実際の開所日数確認や市町村間での調整を行うことなく各市町村の給付額を算出することが可能となる。さらに、算出方法が一律になることから、自動で計算を行うことができるようになり、行政の効率化が図られる。加えて、給付を受ける施設においても、地方公共団体間の調整に要する時間が無くなることから、即座に転出元・転出先の地方公共団体間からの給付額が把握できるようになり、事務負担の軽減に繋がると考えられる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	多賀城市、川崎市、浜松市、滋賀県、八幡浜市、大村市	○施設型給付費の計算のみを考慮するのであれば当該制度変更で効果が得られるかと思いますが、多くの自治体で施設型給付費の計算システムを用いて利用者負担額の計算も行っているものと思われる。利用者負担額は、施設型給付費と異なり自治体によって金額の差があることから、日数(土日祝含む)で日割りすることで現行制度に比べ保護者の負担感が増す場合があると考えます。よって、具体的な支障事例の②システムの画一的な計算を実現するためには、利用者負担額の日割額部分も考慮した上でよりよいバリエーションの考察が必要と考えます。 ○提案内容の「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とする場合、特に日・祝にあつては、通常園は開所していないものの、その月のそれぞれの認定期間中に含まれる日・祝の日数により、日割額の増減が発生するため、例えば、日割り計算にあつては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱い中において、20日又は25日を下回る開所日である場合には、その月の開所日で除する取扱いを追加することも考えられる。
48	岩見沢市	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付基準の明確化	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付基準については、医療扶助実施方式にて定められている「日常生活に著しい支障がある場合」といった抽象的な基準を明確にするにとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく補装具費の基準ではなく、生活保護受給者に真に必要なとされる眼鏡の機能に応じた独自の基準額を新設することを求める。	【現行制度について】生活保護法に基づく治療材料のうち眼鏡の給付方針については、必要最小限度の機能を有するものであり、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入等を受けることができない場合で、治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限ることとされており、そこには「日常生活に著しい支障がある場合」も含まれると解されている。また、その費用については、前述のとおり、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入等を受けることができない場合に限られているにもかかわらず、障害者総合支援法で規定する補装具の支給基準額を限度に給付が認められている。 【支障事例】給付方針の「日常生活に著しい支障がある場合」について、主治医の給付要否意見書により判断しているが、抽象的な基準のため、主治医が何をもち日常生活に著しい支障があると判断しているのか、医師各々が同じ基準で判断しているのか、給付すべき必要の無い人にまで過剰に給付しているのではないかなどの疑念を抱いており、また当市の福祉事務所においても給付の要否について正しく判断を行うことが難しい。また、障害者総合支援法で規定する補装具は、身体障害者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり使用される用具であり、身体障害者等の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的としたものであるため、当該障害の程度に該当しない生活保護受給者について、主治医より日常生活に著しい支障があるとの意見があつた場合、現行の補装具費の支給基準額を限度として給付することが適正な給付であるかについて疑義が生じている。さらに、主治医が必要と認めた場合は補装具費の支給基準による額を限度として給付を決定することとなるが、取扱業者からは限度額での請求が多い状況であり、主治医が要すると認めた眼鏡の機能等について個別に判断することは難しく、必要最小限の機能を有する眼鏡には安価なものもある中で、障害者への支給を目的とした基準の限度額での請求が適正であるか否かの判断ができず、適正な治療材料の給付の支障となっている。	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)について、給付方針を明確にすることにより、福祉事務所において給付の要否判断をより円滑かつ適正に行うことが可能となる。また、身体障害者に焦点を当てた障害者総合支援法に基づく補装具等の基準を改め、生活保護受給者が真に必要なとされる機能に準じた基準額を設定することにより、それぞれの機能に応じた適切な価格での支給が可能となる。	厚生労働省	深川市、仙台市、郡山市、千葉市、練馬区、飯田市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、枚方市、兵庫県、岡山市、松山市	○当市においても、生活保護法における治療材料(眼鏡)の給付について、取扱業者からは限度額での請求が大半を占めており、適正な治療材料の給付となっているのか疑念を抱いている。また、近年では、必要最低限の機能を有した眼鏡をより安価に購入できる店舗も増えているため、限度額の見直しも必要と考える。 ○基準については、障害者総合支援法の規定に基づき、「6D未満」からの基準設定であり、「OD以上」といった下限設定が無いため、「日常生活に著しい支障がある場合」の判断は、主治医の意見によるところであり、いわゆる老眼鏡も近視用として要するとの主治医の意見があると支給せざるを得ない。また、金額についても、「6D未満:17,600円」からの設定であるため、その限度額での請求が多い現状である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>同一施設を継続利用する児童が月の途中で市町村をまたぐ住所異動をした場合において、市町村から施設に支払われる公定価格については、住所異動の前後の市町村が応分の負担をすることになる。その場合の各市町村の負担額の計算方法については、市町村の事務負担をできるだけ簡素化する観点から、その月に係る施設に支払われる公定価格に、住所異動の前後の利用日数を20日(保育所等の場合は25日)で除して得た数を乗じた額を住所異動前後の市町村がそれぞれ負担することとしているほか、FAQにおいて、市町村間で調整し、いずれか一方の市町村が全額を支給することも可能であることをお示している。</p> <p>ご提案の土日祝日を含めて月の日数で計算する方法については、例えば、土日祝日が月の前半に偏っている月の半ばに住所異動があった場合に、住所異動前の市町村は教育・保育を提供する必要のある日数が少ないにも関わらず金額の半分を負担するなど、現在の計算方法と比べて負担が増加(減少)することが想定されるところ、負担が増加する市町村の理解を得ることは一般的に難しいと考えられる。各月の日数や土日祝日の巡り合わせ、施設ごとの開所状況が異なる中で、市町村の事務負担を軽減しながら計算できる方法として示している現在の計算方法をもとに、これまで近隣の市町村間で住所異動に伴う調整の事例を積み重ねられてきており、御提案の計算方法に変更することは困難である。</p>	<p>ご指摘いただいた懸念について、土日祝日が月の前半に偏っている場合等において金銭的負担が増加することに抵抗を感じる場合は、市町村間での協議により月割りの対応が可能であることから、市町村の理解を得る阻害要因には繋がらないと考える。</p> <p>また、本提案による効果は他の取扱いに影響を及ぼさないものと認識しており、これまでの事例の積み重ねが根底から覆るといったことではないと捉えている。</p> <p>現行において日割り計算の基礎となる日数が20日(保育所等の場合は25日)であることにより、各月の日数や土日祝日の巡り合わせ、施設ごとの開所状況という複数の計算要素が生じており、負担額の計算が煩雑となっていることに加え、自治体間での調整が発生すると、システムによる画一的な処理ができず非効率的な取扱いとなっている。</p> <p>提案のとおり、日割り計算の方法を「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とすることで、月割りの対応を除く自治体間の調整が不要となり、現行に比べて事務負担が軽減することから、取扱いの見直しを検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>治療材料のうち、眼鏡の給付方針である「日常生活に著しい支障がある場合」に該当するか否かの判断は、被保護者の個別具体的な状況を踏まえ、医師の専門的な知見による要否意見書に基づいて行われる必要があることから、基準を明確化することは困難である。</p> <p>また、同様の理由により、「生活保護受給者が真に必要な機能に準じた基準額」について、合理的な根拠をもって生活保護制度独自に設定することは困難である。</p> <p>なお、要否の判定に疑義のある場合は必要に応じて都道府県知事に技術的な助言を求めることとしている。</p>	<p>身体障害者福祉法施行規則の視覚障害の基準は、最も程度の軽い6級で「視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下(後略)」とされ、該当者は身体障害者手帳の交付を受けることができ、障害者総合支援法により、眼鏡の支給が受けられる。一方、生活保護制度における眼鏡の支給要件は「具体的な支障事例」に記載のとおりであるが、この要件に関わらず、身体障害者手帳の交付を受けた被保護者に対しては、障害者総合支援法に基づき補装具が支給される。従って、生活保護制度上の眼鏡の支給は障害者総合支援法に基づく補装具の支給が受けられない場合を前提としており、これはつまり、身体障害者手帳の交付基準を満たさない者に対しても、障害者総合支援法に基づく費用等の基準を準用し、重度の視覚障害のある者と同額の上限額を適用した過大な支給を可能としているということである。</p> <p>これを踏まえると、例えば、一般に数千円程度で購入できる老眼鏡などで足りる被保護者に対しても、真に必要な機能以上の眼鏡の支給が可能となり、当市において、その多くは「6D未満」の上限額での支給となっている。さらに、ネット上などでは、「タダで眼鏡を作れる」、「ある程度好きなデザインが選べる」等、制度の趣旨にそぐわない情報の拡散も非常に多く見受けられ、必要最小限度の機能及び費用を支給するという生活保護制度の適正運用の観点から大きく逸脱した支給が常態化しかねないことを危惧するものでもある。</p> <p>上記のような状況が横行している事実を正しくご理解いただくとともに、「6D未満」の基準額の細分化を行う等、被保護者が真に必要な機能に応じた独自の基準額を設定することについて積極的なご検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
49	八王子市	地方自治法第243条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止	地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表について、財政状況資料集や統一な基準による財務書類に関する情報などにより、団体間比較が可能な形で地方公共団体の財政状況の「見える化」が進んでいる状況を踏まえ、廃止とするよう求める。	(背景) 地方公共団体の財政状況の「見える化」は、経済財政諮問会議で取りまとめる「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、財政状況資料集や統一な基準に基づく財務書類に関する情報などの公表が推進され、住民の財政に係る情報の理解に寄与している。地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表は、地方公共団体の運営が常に住民の関心と協力を必要とし、執行中の予算の状況を住民が承知できるようにすることが目的といえるが、現代においてインターネットなどにより各地方公共団体の財政情報へのアクセシビリティは、地方自治法の制定からインターネット普及以前の期間と比較すると大きく向上している。(支障) 「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている。一方、地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表は、それぞれの地方公共団体が条例により独自に公表資料の名称や公表する事項、時期、方法について定めることから、公表する時期によっては決算状況が出納整理期間の収入支出を含まない暫定的な情報となるとともに、公表事項等の統一性が無いため、見ている住民等にとっても他の地方公共団体と比較することができず、現在社会における有効な情報公開制度となっていない。また、地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。	地方公共団体の財政状況を公表する手段について、地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表を廃止し、「見える化」を意識した自治体間比較が可能な方法に集約化することで、住民の地方公共団体に係る財政状況への関心を高めるとともに活用を図る。また、住民に対する地方公共団体の財政状況公表に係る事務について、負担の軽減が図られる。	総務省	宮城県、いわき市、ひたちなか市、小牧市、稲沢市、京都市、豊中市、能勢町、高松市、長崎市、宮崎市	○当市において、「地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表」は、条例の定めるところにより毎年5月及び11月となっているが、財政状況資料集や他の決算資料等の作成を含め、地方債残高や基金の状況等、項目によっては「地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表」と重複し、複数回にわたり同様の資料を作成しており、廃止による事務負担の軽減が望まれる。また、「見える化」による公表資料等が決算を基礎とする一方で、地方自治法第243条の3第1項には「毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況(中略)を住民に公表しなければならない」とされており、年度中の財政運営状況の公表が求められている。この点についても、現状では広報紙や市ホームページ等様々な情報発信の手段があることから、地方自治法や条例の定めによることなく、実情に応じた柔軟な情報発信が可能となっており、廃止の影響は少ないと考える。○地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増えるとともに、決算統計における「地方単独事業(ソフト)の決算額に関する調査」など、より詳細な分析が必要となり、事務負担が増大している。○地方自治法に基づく財政事情の公表は、他の制度等で公表している情報と重複する項目が多く、市民や議会の関心が高いとは言えないことから、見直す余地があると考え。○財政状況の公表は、地方公共団体が条例により公表内容や時期等を定めているため、公表事項等に統一性が無く、住民等にとっても他地方公共団体と比較することができず、有効な情報公開制度となっていない。一方で、「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている中、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。
50	八王子市	産業廃棄物を使用した試験研究について許可を要しないとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること	産業廃棄物を使用した試験研究について、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などで試験研究を行う場合は、現在、環境省の通知により、産業廃棄物処理業等の許可は要しないものとなっている。この取り扱いについて、一般廃棄物においても同様の措置とされるよう求めるもの。	令和3年度に当市は、東京都が実施する紙おむつの資源化について協力を行った。この事業は、民間企業が主体となり、家庭から収集した紙おむつの資源化を図るものである。ここで、一般廃棄物の試験研究を企業などが実施する場合、産業廃棄物とは異なり業の許可を必要とする市町村もある。今回のケースでは陸送と鉄道により運搬を行ったため、当市及び積替えのための中継地や資源化施設の所在市町村の収集運搬等において許可の必要性を確認したところ、一部の自治体において許可が必要となる旨の回答があった。この場合、該当する市町村の許可を全て有する運搬業者がいなかったことから当該企業より相談を受け、当市の委託事業として実施した。しかし、この手法では事務的に煩雑で、時間的なロスもあり効率面で課題が残る。一般廃棄物の処理に関連した事業を企業体等が実施する場合には、こうした廃掃法の規定が新技術開発のための障壁となっている。	一般廃棄物でも産業廃棄物と同様の措置が各市町村で統一的になされれば、今後、市町村における事務手続の簡素化や、可燃ごみの一定割合を占める紙おむつをはじめ、生ごみ等の資源化の技術革新のために民間事業者のノウハウを活用した試験研究の促進が図られる。	環境省	高崎市、さいたま市、川崎市、藤沢市、静岡県、稲沢市、田原市、和歌山市、熊本市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づき、地方公共団体は、予算の要領(法第219条第2項)、決算の要領(法第233条第6項)、財政状況(法第243条の3第1項)を公表することとされている。</p> <p>提案事項は、総務省において、各地方公共団体の決算に係る財政状況資料集を公表していることを踏まえて、地方公共団体の事務負担軽減等の観点から、地方公共団体による財政状況の公表(法第243条の3第1項)の廃止を求めるものであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が公表している財政状況資料集は、決算の情報を公表するものであって、各地方公共団体における歳入歳出予算の執行状況等を公表するものではないこと</li> <li>・財政状況の公表については、住民に対する説明責任を果たす観点から、予算の執行主体である地方公共団体において行うべきものであり、地方公共団体の事務負担の軽減は、住民に対する説明責任を免除する理由にはならないと考えられることを踏まえると、当該公表の廃止は適当ではないと考える。</li> </ul> <p>なお、同項の規定により、財政状況の具体的な公表事項は条例で定めることとされているところであり、事務負担軽減の観点から、条例で定めること等により、財政状況資料集その他の作成資料等を活用することが可能な事項については、同資料の情報を更新して対応することも可能と考える。</p>	<p>国が「デジタル田園都市国家構想」のもとDXを推進する中、各地方公共団体が条例で公表する事項を定める「財政状況の公表」は、単純に居住する住民にのみに向けた基礎自治体の公表事務作業となっている状況は否めない。地方自治法の制定から現在に至るまでの間、インターネットが広く普及し、住民においても身近にデータ活用ができる時代になってきている。地方公共団体の財政状況を公表する目的も、居住する単一自治体の歳入歳出予算の執行状況を公表するだけでなく、情報を活用できるものへ変えていく必要があると考える。そのため、地方公共団体間の比較が可能となるような「見える化」が進み、国からの依頼等で公表するための資料作成が増えている状況を踏まえるとともに、総務省が行っている「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告でも示されたとおり、半分の職員数で地方公共団体運営を機能させるためには事務の効率化は欠かせないと考える。また、「見える化」に係る資料の作成等の地方公共団体に新たな義務付けを行う場合には、国が統一的な視点から助言を行っている現状を踏まえれば、「財政状況の公表」等の関連する業務の簡素化についてもあわせて見解を示すべきと考えるので、今一度再考をお願いしたい。</p>	-	-
<p>産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされており、再周知されている。</p> <p>(「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成18年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)の第二「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」)</p> <p>同通知について、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨、これまでも全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議にて周知しているため、一般廃棄物の試験研究の実情に応じて、同通知を準用されたい。他方、その場合であっても、同通知に記載のとおり、試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える廃棄物の処理を行っているもの、不適正な処理が行われているもの等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかな対応を行うことが適切であるほか、試験研究と称して一般廃棄物を処理している場合は、当然無許可営業等に該当するものであるので注意願いたい。</p>	<p>産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされていることについて、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨を「これまでも全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議にて周知している」とあるが、いつの会議で周知されているのか御教示願いたい。</p> <p>なお、近年では食品廃棄物や使用済み紙おむつなどの資源化技術も進んでいることもあり、一般廃棄物においても民間事業者の試験研究の提案が増える見込みがあることから、第1次回答として記載していただいた内容を一般廃棄物の包括的責任を有する市町村に対し、改めて通知または周知していただくよう要望する。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
51	八王子市	建築基準法施行令第130条の4への農林漁業を営むために必要となる農業施設の追加	生産緑地法第8条に規定する農林漁業を営むために必要となる農業施設について、建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項本則において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内(以下「本件用途地域」という。)に建築することができる建築物となるよう、建築基準法施行令第130条の4の改正を求める。	生産緑地法では、生産緑地地区内に農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90㎡以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「本件施設」という。)については、市町村長の許可なく設置することが可能である。しかし、建築基準法の規定により、本件施設を本件用途地域内に設置することは不可能となっている。当市では、生産緑地地区の90%以上が本件用途地域内に指定されているが、当市の生産緑地地区の大部分において本件施設の設置が不可能となっているのが現状である。実際に、農林漁業を営むため農業従事者にとって必要となるトイレを生産緑地地区内に設置したいという相談を現在2件受けているが、その設置を希望する生産緑地地区が第一種低層住居専用地域内に所在するため、トイレを設置することができず、農業従事者からも農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、当市としてもその対応に苦慮している。また、農業従事者が高齢男性中心から女性や次世代へ継承されていることに伴い、安全衛生や働きやすさの観点から労働環境への意識が多様化していることから、これまで以上に生産緑地地区における本件施設の設置の必要性が高まっているものと考え。また、当市では面的に農業の利便の増進を図るべきエリアについて、田園住居地域の指定を検討しているが、農業用の単独のトイレ、休憩所などは建築できず、指定の目的と矛盾が生じることに懸念を感じている。なお、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することも考えられるが、そもそも生産緑地法においては本件施設の設置に当たり個別の許可が不要となっていることとの権衡の観点から、あくまで建築基準法施行令を改正し、特定行政庁の許可を得ずとも設置が可能とすべきものと考え。	制度改正により、生産緑地地区の適切な維持に寄与すると考えられる。また、本制度改正により農業従事者の就労環境が向上し、若年層の職業選択におけるイメージアップにつながり、近年減少傾向にある農業従事者の増加に寄与することが考えられる。	国土交通省	さいたま市、広島市	—
54	八王子市	地方自治法上の住民監査請求制度における監査委員が監査を実施しない場合に係る規定の整備	地方自治法第242条に規定されている住民監査請求制度において、監査委員が監査を実施しない場合の取扱いについて規定されたい。	住民監査請求制度とは地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、その監査と予防、是正などの措置を監査委員に請求する権能を住民に与える制度であり、地方自治法第242条に規定されている。当該制度は、住民からの請求を受け付けた後、請求の要旨を議会及び長に通知し、その後、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査(以下、「要件審査」という。)し、具備していると監査委員が認めた場合には監査を実施し、当該請求に対する理由の存否により、請求人への通知、普通地方公共団体の議長、長等への勧告、公表等を行うこととしている。地方自治法第242条では、前述において、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査し、具備していないと監査委員が判断した場合の取扱いについては規定していない。しかし、現状では、要件を具備していない請求が多く、当市では平成17年度から令和2年度までの請求件数28件中要件を具備していない請求が20件で71.4%、東京都では265件中231件で87.2%を占めているが、当該請求の処理については、次のような支障が生じている。 ①要件審査においては、総務省からの実施方針等が示されていないことにより、各地方公共団体では、研修資料、書籍、他の地方公共団体へ問合せ、判例等に基づき審査を実施せざるを得ず、その判断に時間を要することから、監査期限が60日と制限がある中苦慮している。 ②法定の請求期間を経過しているなど要件を具備していない場合には、監査を行わず却下としているが、この場合の議長及び長への通知又は公表について規定がされていない。つまり、議長及び長に請求の要旨は通知しているが、却下の場合には通知する義務がないこととなり、そのため、各地方公共団体の対応が統一されていない。 ③要件を具備しないために監査を実施しない場合の規定がなく、当市では行政不服審査法第45条における不適法である場合の却下を準用し、通知には不実施という言葉を使用しているが、各地方公共団体によりその通知名等が異なり、統一されていない。 以上のことから、要件審査における判断基準等や監査を行った場合又は請求に理由があると認め必要な措置を講ずべきことを勧告する場合には通知先や公表を規定しているのに対し、監査を実施しない場合の法整備等が不十分である。	請求の内容が監査すべき要件を具備していないと監査委員が判断するための基準や具備しないと判断した場合の取扱いについて、規定整備又は実施方針が示されることにより監査期限が60日と制限がある中での効率的な事務処理が可能となると共に、全国的に当該処理について正確性が担保されることになり、市民等に対して根拠に基づいた適切な説明を行うことができる。	総務省	宮城県、ひたちなか市、千葉県、半田市、枚方市、延岡市	○当市における住民監査請求については、過去10年間で4件の請求があり、そのうち3件が要件を具備していない請求として監査を行わず却下としている。要件審査並びに議長及び長への通知に関しては、概ね提案団体が事例を示しているとおりの対応をしており、同様に判断に苦慮しているところである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建築基準法別表第2(イ)項第9号の規定により政令で定められる建築物は、公益上必要な建築物であり、本提案の建築物が、公益性の観点から必要であることが明確でない場合には追加できない。また、本提案の建築物が、良好な居住環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかについて判断する必要があることから、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当と考える。</p>	<p>第1次回答において、「本提案の建築物が、公益性の観点から必要であることが明確でない場合には追加できない。」とのことであるが、本市としては公益性があるものとして都市計画決定した生産緑地地区を維持管理するために設置する本提案のような施設は公益性の観点から必要であることが明確と考えている。そのため、建築基準法施行令第130条の4へ追加することを前向きに検討いただきたい。</p> <p>また、「建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当」とのことだが、そもそも生産緑地法においては本提案に係る施設の設置に当たり個別の許可が不要になっているにもかかわらず、建築基準法においては許可が必要との御判断について、両法律で差がある理由を御教示いただきたい。</p> <p>特例許可の場合は、公聴会での意見聴取や建築審査会の同意取得等に要する費用や時間が多大であるため、農業従事者や新規就農者にとって負担となっており、農業従事者そのものを躊躇せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>農地という就業地において最低限の就労環境(休憩施設やトイレ、倉庫)を整えることができるような法律の整備が求められていることから、農林漁業を営むために必要となる農業施設について建築基準法施行令第130条の4への追加を検討いただきたい。</p>	-	-
<p>一般的に、却下とは、申請等に対する処分において、申請等が要件を欠き、申請等の内容についての判断ができない場合に用いられる応答形式であるところ、法制上、却下の権限が規定されていなくても却下することは可能であり、改めて法に規定を設ける必要はないものと考えている。</p> <p>また、請求が却下となった場合の取扱いについては、議会や長への通知や公表の要否を含め、監査委員において適切に判断いただくべきものと考えている。</p>	<p>却下については、法制上権限が規定されていなくても却下が可能であることは理解している。</p> <p>しかし、平成29年の自治法改正により、請求があった場合には、その結果が却下等に関わらず、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならないことを義務付けている以上、当該請求の結果が却下になった場合の取扱いについても、何らかの規定を定めておくべきではないかと考える。</p> <p>例えば、地方自治法第242条第3項において、ただし書として「却下した場合にはこの限りではない」とし、却下については請求の要旨の通知の義務付けから除くのであれば、却下について、改めて規定する必要はないと考える。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
55	天草市	高額療養費制度における窓口負担の軽減	高額療養費制度において、マイナンバーカードに当月中に支払った自己負担額情報を追加することで、同一月に複数の医療機関にかかり、合算して自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いを限度額までにとどめる措置を求める。	【現行制度について】 国民健康保険法における高額療養費制度において、同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、事前に限度額適用認定証の交付申請を行い、認定証を見せることで窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることが可能であるが、同一月に複数の医療機関にかかる場合は、医療機関ごとに自己負担限度額まで一旦支払う必要がある。 【具体的な支障事例】 限度額適用認定証を持った被保険者から「認定証と、別の医療機関で自己負担限度額を負担した領収書を提示したが、現物給付の場合、複数の医療機関の額を合算することはできないと断られた。そのため、一度自己負担額まで支払い、事後に申請し、現金給付として高額療養費を受け取った。」との声があった。 【制度改正の必要性】 医療の高度化及び国保被保険者の高齢化に伴い一人当たり医療費が年々増加している状況(国保分平成18年度21.8万円⇒令和2年度35.8万円)では、被保険者の一時的な負担も増加が生じている。しかしながら日本経済の先行きは、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による影響が続くことが見込まれる中では、国民の医療費の一時的な負担を軽減させ、疾病の早期発見、早期治療につなげる必要があると考える。高額療養費支給申請手続きの簡素化に係る年齢制限撤廃により、国民健康保険法施行規則第27条の17の規定に基づき簡素化を導入し、自治体の支給事務も効率化を図っているが、国保被保険者の高齢化率の上昇とともに、高額療養費の支給件数、金額は、コロナ禍前までは増加の一途である。高額な医療の提供を受ける被保険者の医療費の負担が加重となっている。	高額療養費の支給申請件数が減少し、自治体事務の軽減・効率化が図れるとともに、被保険者の一時的な医療費の負担軽減及び手続きの簡素化が実現される。	厚生労働省	北海道、宮城県、海老名市、飯田市、三島市、長久手市、京都市、亀岡市、兵庫県、熊本県	○高額療養費の支給対象者の大半が65歳以上の高齢者であり、また、毎月支給になっている対象者も多く、現行の現金給付は被保険者にとっても保険者にとっても手間がかかる。提案を導入することで被保険者にとっては同月内に複数医療機関で受診しても窓口負担額が限度額までしかかからないという安心感を生み、保険者にとっては高額療養費の支給事務が減り、双方にとってメリットがある。 ○現金給付の高額療養費は毎月多く発生している。現金支給は、簡素化適用済みであったとしても、口座変更がされていたなどスムーズな支給ができない可能性もあるため、極力現金支給を減らすことが、事務削減に大きく関わると考えられる。
56	茨木市	障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とする行政手続のオンライン化	障害福祉等各制度の申請の際に添付が必要な医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。 ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	行政手続に係る添付資料の省略については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定があるが、これには医師の診断書・意見書等は含まれず、障害福祉分野等における行政手続のオンライン化が進まない。そのため、以下のような事務において障害者は医師のもとへ意見書等を取りに行く必要があり、行政手続のオンライン化のメリットを享受できていない。 【具体的事務】 都道府県への進達を要する事務…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院、更生医療)、特別児童扶養手当制度(中でも自立支援医療(精神通院)は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村完結事務…障害福祉サービス介護給付費に係る障害者支援区分認定(介護保険要介護認定も類似事務)、障害児福祉手当、特別障害者手当制度(中でも障害支援区分認定事務は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村における行政手続のオンライン化が進まない背景の一つとして、市町村から都道府県への進達を要する事務において、都道府県側のオンライン事務体制が整っていないことが挙げられ、市町村だけがオンライン申請に対応しても効果が得られない。そのため、市町村だけではなく都道府県も含めて電子データで申請書および医師の意見書等の添付書類を受けられる一体的な環境整備が必要であるが、上記事務の添付書類の電子的方法による提出がその端緒となることを期待して、本件提案に至った。	オンライン申請が可能になり、障害者の利便性が向上し、医療機関による診断書・意見書の作成の負担が軽減する。行政機関のペーパーレス化が進み、事務処理の迅速化、検索性の向上、省スペース化等の業務効率の向上が期待できる。	デジタル庁、厚生労働省	宮城県、前橋市、神奈川県、長野県、飯田市、豊橋市、半田市、大阪府、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、熊本県	○障害者等にとって障害福祉サービスを受けるために都度必要となる医師の意見書の申請・受取の負担は大きく、オンライン申請などの活用促進はその負担が大きく軽減され、もって障害者総合支援法の基本理念である「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する」ものであることから本提案に大いに賛同する。 ○当県においても、行政手続のオンライン化を推進する上で、医師の診断書等の原本添付がオンライン化の阻害要因となっている手続が存在する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>高額療養費制度においては、原則、世帯主からの申請に基づき、償還払いで支給される。ただし、被保険者の経済的な負担軽減を図るため、同一月の同一医療機関における一部負担金が法令で定める自己負担限度額を超える場合に、当該医療機関において限度額適用認定証等により被保険者の限度額区分を確認できるときは、一部負担金を自己負担限度額までに抑えることができる仕組みを設けている。</p> <p>ご提案を実現するためには、同一月の複数の保険医療機関等を受診した場合の窓口負担額等を合算するため、被保険者の窓口負担額等の情報を1日単位で集約し全保険医療機関等に対しリアルタイムで共有する仕組みが必要となる。オンライン資格確認において、資格情報の確認はできるようになったが、給付についても確認できるようにするためには、全医療機関における事務フローの見直しを要するなどレセプト請求の在り方全体について見直しが必要であり、現時点での対応は困難である。</p>	<p>現在、複数の医療機関に通院している所得の低い高齢者にとっては、医療機関ごとに一度自己負担限度額まで支払うことが厳しいという声がある。今回、マイナンバーカードが保有する所得区分(自己負担限度額)の情報に加え、被保険者が窓口で支払った高額療養費の対象となる一部負担金額の情報をマイナンバーカードに反映させることで、他の保険医療機関とも1日単位で共有が可能になると考える。現在、概ね全ての医療機関等でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、システム整備しているとのことだが、そのシステムに一部負担金の情報を組み込んでいただきたい。また、今後、薬剤情報の共有がリアルタイムで可能になることから、窓口で支払った高額療養費の対象となる一部負担金額の情報についてもリアルタイムで共有可能になるよう検討されたい。</p> <p>本提案が実現されることによって、高額療養費制度の普及が見込まれるだけでなく、被保険者の申請事務・金銭的負担の軽減、市町村の支給事務負担の軽減といったメリットが生まれることから、前向きに検討するよう強く求める。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。</p> <p>その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がe-govやマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。</p> <p>こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。</p>	<p>「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)の「医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等」の項目において、医療機関又は医師が患者に対して行う交付の手続のデジタル化等についても言及があるが、それらも含めて、障害福祉等の各制度の申請に伴う意見書等の様式の統一化や、オンライン申請普及に重要と考えられる医師の作成負担の軽減の取組(電子フォームによる入力等)等の各種取組を検討いただきたい。</p> <p>なお、「令和3年12月31日現在の見直し方針(令和4年5月27日公表)」の「各府省における行政手続オンライン化方針 一覧表(令和3年12月31日時点)」によると、障害者総合支援法における「介護給付費等の支給決定の申請」については、「当該事務は自治事務のため、手続き方法は自治体が規定する」と記載されている。医療機関は複数地方公共団体の住民を対象に医師の意見書等の発行を行うことも多く、地方公共団体間でフォーマット等のばらつきがあると、医療機関の負担が非常に大きくなり、オンライン化の進捗や、ひいては地方公共団体の事務負担軽減を阻む要因になりかねない。従って、自治事務ではあるが、意見書等の電子的提出について、国で標準的なルールやフォーマットを示していただき、それを参考とし、各地方公共団体が地域の実情に合わせたオンライン化を行うことが、オンライン化の普及において重要と考えられる。</p> <p>また、身体障害者手帳や自立支援医療費の支給認定申請は、市町村が申請受付窓口となり、都道府県へ進達する事務であるところ、これらの事務のオンライン化に当たっては、申請の処理プロセス全般を通じてオンライン化を可能とすることが重要であることも念頭に置いて検討いただきたい。</p>	<p>【神奈川県】 当該手続については令和7年までにオンライン化する方針が示されているが、障害者等の負担を速やかに軽減するため、令和7年を待たず、可能な限りオンライン化を前倒ししていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
58	香川県、徳島県、愛媛県、高知県 【重点25】	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年普及促進計画及び普及促進活動報告書の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方公共団体に対して毎年普及促進計画及び普及促進活動報告書の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	【現行制度】令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進の取組予定について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な使途等について記載することとなっている。 【支障】本来、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事柄であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはなじまない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所掌事務であって、その責任は国が負うべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もないため新たな財政負担が生じる。寄付金の活用方針等についても、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することになっており、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。 さらに、今回の義務付けを伴う制度改正は、地方版図柄入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前に説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも不十分であったと考える。	計画や方針作成の義務付けによらずとも、住民個人の地域への愛着形成など、地方版図柄入りナンバープレートが選択肢として存在することで、政策目的は達成可能であると思料される。併せて、地域の実情に即した運用が可能となり、事務の効率化につながる。	国土交通省	宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県	—
59	山梨県	難病法及び児童福祉法における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)第5条第1項において、医療費支給認定の対象は都道府県知事が指定する指定医療機関が行う医療に限定されている。 また、難病法第14条第2項、第3項では指定医療機関の欠格事由について規定されているが、当県では、申請書裏面に指定医療機関の欠格事由における条項を記載し、それらに該当しないことの誓約として署名を行わせているのみであり、基本的に保健医療機関又は保険薬局等から申請があれば指定されるのが現状である。また、難病法制定当時に比べ、医療機関の医療資源も充実してきており、難病患者の治療が可能な医療機関が増えているといった状況も踏まえると、指定医療機関制度は難病医療の質の担保にあまり寄与していない一方で、記載事項の確認、指定書の作成、通知書の発送、指定医療機関一覧の修正など指定医療機関に係る各般の事務手続は、1件あたり1～2時間の事務作業を要する。当県ではこれらの事務手続を年間約600件処理しており、県の業務が圧迫されるとともに、医療機関においても指定を受けるための申請行為が負担となっている。 なお、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療制度における指定医療機関制度についても同様に、実態として基本的に申請があれば指定される現状であり、指定医療機関制度は、医療の質の担保という目的に対し、大きな事務負担が生じているにも関わらず、効果は乏しいものとなっている。	新規・更新・変更・辞退の都度申請を行う必要がある医療機関の負担軽減が図られる。 また、都道府県における申請に係る事務の負担が軽減される。	厚生労働省	北海道、宮城県、仙台市、茨城県、栃木県、さいたま市、千葉市、川崎市、長岡市、長野県、滋賀県、京都府、高槻市、兵庫県、広島市、山口県、高知県、宮崎県	○当県においても、申請書裏面に指定医療機関の欠格事由における条項を記載し、それらに該当しないことの誓約として署名を行わせているのみであり、基本的に保健医療機関又は保険薬局等から申請があれば指定される状況である。 指定医療機関制度の廃止により、新規・更新・変更・辞退の都度申請を行う必要がある医療機関の負担が軽減され、都道府県における指定事務の負担も軽減される。 ○当県でも同様に制度改正の必要性等を認めており、医療機関の医療資源が充実し、難病患者の治療が可能な医療機関が増えているところ、指定行為による難病医療の品質担保に対する効果は限定的である。 一方、指定事務は、申請書の確認、指定通知書の作成、知事印の押印、各医療機関(開設者)への個別発送、台帳管理や指定医療機関の公表等を含み、自治体の大きな負担となっている。 ○当市の小児慢性特定疾病指定医療機関の指定については、誓約項目として児童福祉法第19条の9第2項に該当しないことを誓約することとしているのみであり、保健医療機関に指定されていることを確認できれば指定している状態である。医療機関の医療資源も充実してきており、現状指定医療機関に認定されていない場合でも、小慢の患者の診療が可能である医療機関が増加しており、紹介などもスムーズに行われているのが現状である。 新規の申請に加え、届出内容の変更申請等を含め年間約240件処理をしており、事務的負担は大きいものの、医療の質の担保という効果は乏しいものと思われる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方版図柄入りナンバープレートは、地域の観光資源等をデザインした図柄を取り付けた自動車が地域の内外を走ることにより、その地域の知名度が向上し、地域振興及び観光振興等に繋がることを目的としたものである。その効果を十分に発揮するためには、同ナンバープレートの一定以上の認知度が必要であるため、継続した普及促進活動が行われることが重要である。</p> <p>このため、地方公共団体には、普及率や申込件数に関する数値目標、地方公共団体が任意で設定する目標及び普及促進活動の予定を記載内容とする普及促進計画を作成頂くとともに、その実績報告を提出頂くこととし、国は、地方公共団体の取組の好事例等の共有等を行うなど、両者が連携して効果的に普及促進を図ることとしたものである。</p> <p>なお、地方公共団体の普及促進活動の内容や水準及び財政負担については一律の措置を求めるものではなく、自主性によることを基本としており、地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない。また、普及率等の数値目標の設定については、地域住民の選択の自由を阻害するものとははいえないと考える。</p> <p>また、寄付金の活用方針等について、これまでナンバープレートの交付開始後に地域の協議会で決定頂いていたものを交付開始前に決定頂くこととしたところであるが、これは、図柄入りナンバープレートに係る制度等のあり方を検討するための有識者会議において、「交付開始前に寄付金の活用方針や目標を定めてPRする方が、図柄入りナンバープレートの普及及び寄付の促進に有効ではないか」とのご意見を頂いたことを踏まえ、措置したものである。</p> <p>なお、既に寄付金の活用方針が決定されている場合は、それで足りるものであり、地方公共団体に新たに二重の事務負担を課すものではないと考える。</p> <p>新たな同ナンバープレートの募集に係る手続きや要件については、上記有識者会議においてご議論頂いた上で、当省において定められたものであるが、同会議の議事概要や配付資料については当省HPで公表した他、検討の初期段階において、全地方公共団体対象のアンケート調査を実施するとともに、中間段階において、同ナンバープレート導入済みの地方公共団体に対して、検討状況について複数回説明会を開催してご意見を伺うなど、地方公共団体の意見を同会議における議論に反映させるよう最大限努めたところである。</p>	<p>国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けは、必要最小限のものとするにことに加え、努力義務やできる規定、通知等も、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにすることを原則とする政府の基本方針を示したところであり、今回の計画策定等の義務付けは、国の定めた方針に逆行するものではない。</p> <p>普及促進計画等の策定にあたっては、地方自治体だけでなく、関係団体等との調整等が必要であり、確実に事務負担が発生するが、これら事務負担をかけて計画等を策定しなくとも、地方が創意工夫して事業を実施することで目的達成は可能と考える。また、この普及促進計画等策定の議論を、既に設置している寄付金活用のための協議会で行うことで事務の効率化を図ることも考えられるが、そもそも、寄付金活用のために義務付けられている協議会開催についても、地方がそれぞれの判断で対応を決めることで目的達成は可能であり、一律に開催を義務付ける必要はないのではないかと考える。</p> <p>地方の意見の反映に関しては、アンケート調査では新たな計画策定等に係る義務付けに関する内容は含まれていなかった。また、実施された説明会は参加が任意であったことに加え、有識者会議での検討状況を説明のために実施するとされており、地方の意見を聴くために最大限努めたといえないのではないかと考える。さらに、説明会中の短時間の質疑時間に地方としての意見をまとめることは難しく、制度の決定前に、明確に方針を示したうえで、意見照会するなどの対応がとられるべきだったと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>
<p>特定医療費や小児慢性特定疾病医療費は、自己負担額の一部を公費によって負担する制度であり、医療機関が法定代理受領を行う仕組みであるため、適正に公費負担医療を執行するには、保険医療機関の指定よりも厳格な欠格要件等を規定する必要がある。</p> <p>ご提案のように、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度を廃止した場合、適正な公費負担医療の実施に支障が出る恐れがあることから、当該制度を継続する必要がある。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、難病法)及び児童福祉法における医療機関の指定に関する事項は、難病法第14条、児童福祉法第19条の9で定められており、欠格事項についてはそれぞれの同条第2項に規定されているが、このいずれの事項においても、健康保険法第65条第3項にて規定している内容と重複している部分が多く、保険医療機関の指定により適切な公費負担医療の執行が担保されるものと考えられる。</p> <p>ただし、難病法第14条第2項、児童福祉法第19条の9第2項では「指定をしてはならない」とされているのに対し、健康保険法第65条第3項では「指定をしないことができる」とされており、ここに明確な違いはあるが、難病法第14条第2項、児童福祉法第19条の9第2項の欠格事項に該当しているかの確認は申請書において該当がないことを誓約させるのみに留まり、これに保険医療機関であるかの確認を行うことで難病法における指定医療機関として指定している。また、健康保険法第63条第3項第1号で定める保険医療機関の指定に際し必要な申請書においても、同様に欠格事由の該当有無について確認を行っていることから、確認の程度としてはほぼ同等と考えられる。</p> <p>同様に、難病法第23条、児童福祉法第19条の18に規定する指定の取り消しについても、健康保険法第80条において同様の内容で規定されていることから、難病法における医療機関の指定と健康保険法に定める保険医療機関の指定には大きな差は無く、難病法で改めて医療機関を指定する必要性は低いと考える。</p> <p>以上より、現行の難病法における医療機関の指定を廃止した場合でも、適正な公費負担医療の実施に著しい支障が出るとは言いがたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
62	神奈川県	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【現行制度について】 行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。 【支障事例】 都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公告媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報掲載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。 当県では、行政書士法第14条の5の規定により公報によることが義務付けられているため公報掲載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。 【制度改正の必要性】 公告は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせる行為又はその形式であり、原則として、法的効果を伴わないものである。公報による公告を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるといふ公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。また、自治事務である行政書士法による都道府県の事務に関し、公告の方法を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。 したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。 【支障の解決策】 公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正を行うことで、支障が解決される。公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。	【住民の利便性の向上】 都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨を、住民等に対し、より速やかに効果的な周知を図ることができる。 【行政の効率化】 公報掲載に伴う事務負担や費用負担が減り、インターネットの利用による公表も重ねて行っている場合には、事務の二重負担が解消される。	総務省	長崎県	—
63	神奈川県、新潟県、静岡県	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関して、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	現行制度では、推薦に係る各私立専修学校からの不明点の問合せ及び文部科学省からの補正事項について、都道府県を経由していることから、各私立専修学校への当該連絡等に日時を要しており、文部科学省が直接、申請を受け付け、問合せ等に対応することで、各私立専修学校においても、事務の効率化につながる。 また、都道府県においても、推薦に係る形式的な事前審査や、各私立専修学校からの問合せ及び補正に係る文部科学省への問合せについて、相当の事務量を要していることから、文部科学省が直接申請を受け付けることで、事務の効率化につながる。 なお、当該認定の対象校となりうる私立専修学校に対し、認定に係る申請を促すことは所管庁である都道府県の役割であると考ええる。	文部科学省	北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県	○当県においても、同様の対応をしており、文部科学省が各私立専修学校からの申請を直接受け付け、問合せ等に対応することで、事務負担の軽減につながると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の5に規定に基づく都道府県知事が行う行政書士に対する懲戒処分のお知らせについては、全国的に通用する士業である行政書士及び行政書士法人の規律を高めることにより国民の一層の信頼を確保することを目的としており、当該目的を果たすためには全ての住民が知りうる公告手段であることが必要となる。</p> <p>そのため、全ての都道府県で各団体の条例に基づき発行されており、条例の公布の方法としても用いられている公報をもって公告することと規定しているものであり、インターネット利用による公告より適切であると考えます。</p>	<p>懲戒処分の情報はいわゆる「ネガティブ情報」であり、住民、とりわけ行政書士等へ業務依頼しようとする者の安全・利便の向上のため、アクセスしやすい手段で、適時に公表することが求められています。</p> <p>このため、公告の目的を果たすためには、全ての住民が知りうるだけでなく、即時性・検索性が高い手段である必要があり、多くの都道府県では、公報のほか、インターネット利用による公告が行われています。</p> <p>さらに、「国の行政機関におけるネガティブ情報の公表に関する調査」(平成24年総務省近畿管区行政評価局)においても、ホームページによるネガティブ情報の公表が必要であると示されています。</p> <p>インターネット利用によった場合においても、希望に応じて紙媒体で情報提供するなどにより、全ての住民が知りうる状態の確保は可能な一方、公報による公告では、検索性に劣ることから、住民が必要な情報にたどり着くことが困難な状況が窺えます。</p> <p>また、条例の公布は規制や法的効果が生じうるものですが、懲戒処分の公告は規制や法的効果は生じず、条例と公告では公示文としての性質が異なるため、条例の公布方法と同じであることをもって、公報のほうが適切であるとはいえません。</p> <p>以上から、法律上の公告手段である公報は、公告の目的を果たすための最適手段であるとは言えないため、都道府県がその判断により最適手段を選択し、公報による公告とインターネット利用による公告の二重事務を解消できるよう、公告手段の例示化を求めます。</p> <p>なお、公認会計士及び監査法人の懲戒処分は、公告手段の法令の定めはなく、士業者に対する懲戒処分の公告を官報や公報によると規定する必然性はないものと考えます。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>専門学校の所轄庁は、私立は都道府県知事、公立は都道府県教育委員会である。(そのため、令和元年度提案の管理番号93とは状況が異なる。)</p> <p>職業実践専門課程では、文部科学省で実施要項を定め、所轄庁からの推薦や取りまとめなどの協力のもと、文部科学省において要項に基づいた審査を行うことで、大臣認定制度を運用してきたところである。所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。</p> <p>令和4年度から職業実践専門課程の地方財政措置がされている現状においては、学校の質の保証を担保する上でも、その重要性は益々大きなものとなっているところである。</p> <p>また、申請された学校に係る事実関係について、文部科学省から所轄庁に対し、問合せを行う必要が生じることが考えられるところ、所轄庁から「推薦」を行っていただくことで必要なトラブルや手戻りが回避できている。(例えば、文部科学省は専門学校の所轄庁ではないため、申請校が現に実在することや、認定要件ではない部分での問題やトラブル等を抱えていないか、について判断ができない。)</p> <p>については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。</p> <p>なお、仮に御提案を受け入れるに当たっては、文部科学省の事務体制の強化を含めて検討が必要なため、一定の時間を要することをご理解いただきたい。</p>	<p>認定の要件は実施要項や記入要綱等において明確に示されていることから、都道府県が推薦する上での裁量は実質的に無い状況。また、推薦理由の記載欄等も求められていないことから、推薦者として期待されていることが現れておらず、申請の事前審査的かつ窓口的役割に留まっているのみであることからすれば、推薦行為そのものの意義は乏しいのが実態である。</p> <p>たしかに、所轄庁として各校の状況を知っておくことに意義はあるが、そのために本「推薦事務」を行う必要性は乏しく、申請や認定の状況を共有いただくことでその目的は達成できると考える。</p> <p>貴省としては、所轄庁の「推薦」を経由することで必要なトラブルや手戻りを回避することができているかもしれないが、所轄庁としては、前述のとおり「推薦」の意義が乏しい上に、各学校からの問合せ等に対し、その都度同省への確認等を行うなど、業務量が非常に過大となっている。</p> <p>なお、貴省がトラブルや手戻りの例として示している「申請校が現に実在することの確認」については、貴省が実施する他の照会等で当該申請校が現に実在するかを確認することは可能であり、改めて所轄庁の確認が必要かは疑問である。また、「認定要件ではない部分での問題やトラブル等の把握」についても、そもそも認定要件ではない部分での情報がどれだけ必要なかは疑問であり、仮に認定に当たって疑義が生じる場合は所轄庁へ意見照会するなどして対応することが可能であると考えます。</p> <p>については、全体効率化の観点から貴省が直接申請を受け付ける方式に見直すべきと考えます。</p>	-	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
64	神奈川県、新潟県、静岡県	キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	<p>【現行制度について】 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)」に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に関して、『「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項』において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。</p> <p>【支障事例及び制度改正の必要性】 キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。</p> <p>【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。</p>	現行制度では、推薦に係る各私立専修学校からの不明点の問合せ及び文部科学省からの補正事項について、都道府県を経由する必要があることから、各私立専修学校への当該連絡等に日時を要しており、文部科学省が直接、申請を受け付け、問合せ等に対応することで、各私立専修学校においても、事務の効率化につながる。また、都道府県においても、推薦に係る形式的な事前審査や、問合せ及び補正に係る文部科学省への問合せについて、相当の事務量を要していることから、文部科学省が直接申請を受け付けることで、事務の効率化につながる。なお、当該認定の対象校となりうる私立専修学校に対し、認定に係る申請を促すことは所管庁である都道府県の役割であると考えられる。	文部科学省	北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県	○当県においても、同様の対応をしており、文部科学省が各私立専修学校からの申請を直接受け付け、問合せ等に対応することで、事務負担の軽減につながると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>専門学校の所轄庁は、私立は都道府県知事、公立は都道府県教育委員会である。(そのため、令和元年度提案の管理番号93とは状況が異なる。)</p> <p>キャリア形成促進プログラムでは、文部科学省で実施要項を定め、所轄庁からの推薦や取りまとめなどの協力のもと、文部科学省において要項に基づいた審査を行うことで、大臣認定制度を運用してきたところである。所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。</p> <p>また、申請された学校に係る事実関係について、文部科学省から所轄庁に対し、問合せを行う必要が生じることが考えられるところ、所轄庁から「推薦」を行っていただくことで必要なトラブルや手戻りが回避できている。(例えば、文部科学省は専門学校の所轄庁ではないため、申請校が現に実在することや、認定要件ではない部分での問題やトラブル等を抱えていないか、について判断ができない。)</p> <p>については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。</p> <p>なお、仮に御提案を受け入れるに当たっては、文部科学省の事務体制の強化を含めて検討が必要なため、一定の時間を要することをご理解いただきたい。</p>	<p>認定の要件は実施要項や記入要綱等において明確に示されていることから、都道府県が推薦する上での裁量は実質的に無い状況。また、推薦理由の記載欄等も求められていないことから、推薦者として期待されていることが現れておらず、申請の事前審査的かつ窓口的役割に留まっているのみであることからすれば、推薦行為そのものの意義は乏しいのが実態である。</p> <p>たしかに、所轄庁として各校の状況を知っておくことに意義はあるが、そのために本「推薦事務」を行う必要性は乏しく、申請や認定の状況を共有いただくことでその目的は達成できると考える。</p> <p>貴省としては、所轄庁の「推薦」を経由することで必要なトラブルや手戻りを回避することができているかもしれないが、所轄庁としては、前述のとおり「推薦」の意義が乏しい上に、各学校からの問合せ等に対し、その都度同省への確認等を行うなど、業務量が非常に過大となっている。</p> <p>なお、貴省がトラブルや手戻りの例として示している「申請校が現に実在することの確認」については、貴省が実施する他の照会等で当該申請校が現に実在するかを確認することは可能であり、改めて所轄庁の確認が必要かは疑問である。また、「認定要件ではない部分での問題やトラブル等の把握」についても、そもそも認定要件ではない部分での情報がどれだけ必要なかは疑問であり、仮に認定に当たって疑義が生じる場合は所轄庁へ意見照会するなどして対応することが可能であると考え。</p> <p>については、全体効率化の観点から貴省が直接申請を受け付ける方式に見直すべきと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第3項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
65	神奈川県	認定就労訓練事業の申請手続の簡素化	<p>認定就労訓練事業の事業所認定にあたり、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚労省社会・援護局)では、事業者からの申請の際に、次の添付書類を求めている。</p> <p>(ア)就労訓練事業を行う者の登記事項証明書</p> <p>(イ)平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類</p> <p>(ウ)就労訓練事業を行う者の役員名簿</p> <p>(エ)「誓約書」(様式1)</p> <p>(オ)その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類</p> <p>今回求める措置は、事業者の申請時における負担軽減のため、上記のうち、次の添付書類を不要とするよう、手続の簡素化を求めるものである。</p> <p>(ア)就労訓練事業を行う者の登記事項証明書</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>認定に必要な情報は登記事項証明書記載事項のうち法人格の有無、所在地等の基本情報であるが、これらは法人番号検索で確認が可能である。また、暴力団関係者の確認は役員名簿があれば足りる。このため、登記事項証明書の提出は不要である。</p> <p>(イ)事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類(平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、財政基盤に関する書類を除く)</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>実務上、申請書に責任者と担当者が明記されていれば足りるため。</p>	<p>就労訓練事業は、事業者と連携した就労支援メニューの一つとして大変有効なものであり、県は、就労訓練事業の申請増を目指し、就労訓練事業所の新規開拓やマッチングを行っている。しかし、協力的な事業者が見つかったとしても、事業者により認定申請の手続を説明すると、面倒そうだと申請に難色を示す事業者がおり、申請の負担が事業の利用拡大の妨げとなっている。また、特に事業の運営体制に関する書類については、記載方法が分からないと事業者からの質問が多く、当県としても、この書類がなくとも、申請書に責任者と担当者が明記されていれば、実務上は足りると考える。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>川崎市、豊橋市、滋賀県、大阪府、寝屋川市、岡山県、大分県、宮崎県</p>	<p>○当県においても、就労訓練事業の申請増を目指し、就労訓練事業所の新規開拓やマッチングを行っているが、申請書類の提出に難色を示す事業者が多数おり、申請の負担が事業の利用拡大の妨げとなっている。</p>	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>認定就労訓練事業の認定については、民間企業等の自主的な取組を認定する仕組みであることから、事業が適切に実施されるよう、生活困窮者自立支援法において「生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受ける」(第16条)と規定した上で、社会・援護局長通知で認定時に必要となる書類を定めているところ。現在、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援制度の令和5年度見直しに向けた議論を行っているところであり、認定の趣旨に留意しながら、認定手続のあり方を含む認定就労訓練事業の活用促進について検討してまいりたい。</p>	<p>当県の場合、認定就労訓練事業所の大部分が社会福祉法人であるが、支援対象者の就労の選択肢を増やす意味でも、株式会社などの一般企業の登録拡大は不可欠であると考え。また、認定就労訓練事業を行う企業は、その後の事業利用者の雇用にも前向きであることから、本事業に理解のある企業を多く認定就労訓練事業所とする。最終的に生活困窮者の就労・雇用へと繋がり、ひいては社会全体の利益向上に資すると考える。</p> <p>一方で、本事業の認定を受ける上で、申請書類等の準備が事業者の認定申請に際して負担になっているのも事実である。例えば、既に認定を受けている事業者であっても、新たに別の事業所の認定申請を行う場合、初回と同様の手続や書類の準備を一から行わないといけないといったケースがある。また、認定を行う地方公共団体側においても、申請書類の漏れ等があった場合に再提出を求めなければならないことや、様々な申請書類の提出について事業者側に説明し理解してもらう必要があること等が多大な負担となっている。</p> <p>以上を踏まえ、本事業の申請に際し、事業者の負担軽減や地方公共団体の事務の効率化の観点からも、認定手続全般の簡素化をご検討いただきたいところであるが、申請書類のうち、特に登記事項証明書及び事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類については、別の手段での情報入手が可能である等の事情から不要とすることについて積極的にご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 認定就労訓練事業の申請手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう手続の簡素化を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
66	神奈川県	都道府県知事が行う准看護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化	都道府県知事が行う准看護師試験の試験施行場所等の公表方法について、告示のほか、都道府県の判断でその他適切な方法によっても公表をすることが可能となるよう、保健師助産師看護師法施行規則の改正により措置することを求める。また、公表方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第4項に倣ってインターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【現行制度について】保健師助産師看護師法第18条の規定により都道府県知事が行うこととされている准看護師試験については、同法施行規則第19条の規定により、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならないこととされている。【支障事例】都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公表媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の面で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報掲載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。当県では、保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定により公報による告示が義務付けられているため、公報掲載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。【制度改正の必要性】本件告示は、法的効果の生じない単なる事実行為としての性質を有する告示であり、文書をもって一定の事項を住民に周知するためのものであると考えられる。公報による告示を義務付けている保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定は、上記のような本件告示の性質を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とはいえない。また、都道府県の事務に関し、告示の方法を義務付けている同条の規定は、都道府県の判断で適切な方法により試験に関する公表をすることを妨げている。したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。	【住民の利便性の向上】都道府県知事が行う准看護師試験について、住民等に対し、当該試験の受験に必要な情報を、より速やかに、見やすく、効果的に周知することができる。【行政の効率化】公報掲載に伴う事務負担や費用負担が減り、インターネットの利用による公表も重ねて行っている場合には、事務の二重負担が解消される。	厚生労働省	宮城県、茨城県、千葉県、山梨県、滋賀県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県	○当県においても、県報掲載及び県ホームページ掲載により公表しており、事務の二重負担が生じている。 ○提案団体と同様、准看護師試験の内容の公表は、県の公報とともに、県庁のホームページ等により行っている。他県の状況を確認する際にもその県のホームページにて確認している。県の公報での告示に事務作業が生じているものの公表については、県ホームページや養成学校への周知で足りていると考える。 ○保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定に基づき公報掲載を行うとともに、情報へのアクセスのし易さを考慮し、ホームページによる公表を行っているが、公報掲載に伴う原稿の入稿や校正など事務負担が発生し、担当課だけではなく公報を担当する関係課にも事務負担を強いることとなり、かつ、ホームページによる公表と比較し、迅速に公表することができない。
67	神奈川県、相模原市	救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピベン(自己注射が可能なエピネフリン製剤)の搭載を可能とすること	「救急救命処置の範囲等について(平成4年3月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知)」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていなくとも救急車に搭載した当該製剤を用いて投与が可能となるよう、救急車へ自己注射が可能なエピネフリン製剤の搭載を可能とする。	【現行制度について】平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっている。現在、救急救命処置の範囲は、厚生省健康政策局指導課長通知において定められており、処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていることが規定されている。この規定により、救急救命士がアナフィラキシーショックを発症した重度傷病者に対し行うことができる処置は、あらかじめ本人に自己注射が可能なエピネフリン製剤が交付されている場合に、本人の所持している自己注射が可能なエピネフリン製剤に限って使用することができることとなっている。アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者が常に自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持しているとは限らず、例えば常時自己注射が可能なエピネフリン製剤を携帯することが困難な子どもや、既に交付された自己注射が可能なエピネフリン製剤を使いきってしまった重度傷病者については、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与ができず、適切な救急救命処置の実施に支障が生じている。	重度傷病者本人が自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持していない場合でも、重度症状に陥った際に、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与が可能となることで、アナフィラキシーショック症状の早期の軽減や、適切な救急救命処置の実施に繋がる。また、令和3年10月に食物アレルギーによるアナフィラキシーショック患者搬送時にエピネフリン製剤を誤投与する事故も発生していることを踏まえると、救急車搭載のエピネフリン製剤とともに自己注射が可能なエピネフリン製剤も備えることで、事故防止の利益も見込まれるとともに、より迅速かつ簡易に処置を行うことが可能となる。	総務省、厚生労働省	秋田市、柏市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現行法においても、インターネットによる情報提供は可能であり、積極的にご利用いただければと思いますが、インターネットへのアクセス困難等のため閲覧ができず不利益を被る方への対応も考慮し、引き続き公報による告示を行っていただくようお願いいたします。</p>	<p>准看護師試験の告示の目的は、住民、とりわけ准看護師試験を受験しようとする者に対し、受験に必要な情報を周知することであり、受験者がアクセスしやすい手段で、必要な情報にたどり着きやすいよう周知することが求められますが、公報は閲覧できる場所が少なく、検索性にも劣ることから、公報による告示では、受験者が必要な情報にたどり着くことが困難な状況が窺えます。この状況を踏まえ、受験者の利便の向上に応じることができない公報で告示しなければならないとしている現行の省令の規定に課題があるものと考えます。本提案は、このような課題認識から、都道府県がその判断により最適手段を選択し、公報による告示とインターネット利用による公表の二重事務を解消できるよう、措置を求めるものです。また、インターネットへのアクセス困難等のためホームページ等を閲覧できない方への対応については、インターネット利用によった場合においても、希望に応じて紙媒体で情報提供する、公立図書館等に配備されている端末から閲覧していただくなどにより、アクセス困難な方が不利益を被らないよう対応することは可能です。</p> <p>さらに、他に都道府県知事が行うこととされている試験のうち、二級建築士及び木造建築士、製菓衛生師、調理師、クリーニング師などの試験においては公報による告示等を義務付けている法律・政令・省令の規定は見当たらないところ、准看護師試験においては公報で告示しなければならない必要性・必然性が見いだせません。</p> <p>以上を踏まえ、准看護師試験実施に係る情報は公報で告示しなければならないという施行規則上の義務付けの緩和について、積極的に検討願います。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>ご提案の、アナフィラキシーに対するアドレナリン(エピネフリン)の救急救命士による筋肉内投与については、救急救命処置検討委員会で判断された処置であり、救急救命処置への追加・除外・見直しに向けて、必要な実証研究の検討を含め、厚生労働科学研究班が研究を継続しております。さらに、今後、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場を設置することとしており、その検討の場において、厚生労働科学研究の結果を踏まえて当該処置について議論してまいります。自己注射が可能なエピネフリン製剤の救急車への積載及び救急救命士による当該処置については、救急救命処置の拡大等に係る上記の検討結果を踏まえながら、適切に判断してまいります。</p>	<p>ご回答いただきました令和4年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究」で、救急救命士が、アナフィラキシーとアドレナリンの適応を適切に判断できるかの検証がなされるとのことですので、当該検証結果を踏まえ、救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン(自己注射が可能なエピネフリン製剤)登載が可能となるよう引き続き積極的な検討をお願いいたします。なお、第2次回答の際には、上記研究の現在の検討状況の詳細及び今後の具体の検討スケジュールも併せてお示しいただきますようお願いいたします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
68	神奈川県	教科書採択期限から需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保	十分な教科書調査研究期間及び需要数報告の事務処理期間の確保のため、需要数報告期限について現行より余裕を持って設定する。	【現行制度について】義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに報告するというのが法の趣旨である。 【制度改正の必要性】しかし、当県において需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校、県立高校、計約1600もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、とりまとめるのに1か月を要している。特に確認作業については各機関の採択状況の確認や過去の報告内容と突合し、内容に誤りがないか確認する作業等も行っており、確認作業だけでも多くの時間を要している。さらに、実態としては、確認作業において、時間をかけ多くの補正を行っている実情もあり、実際には採択時期から需要数報告期限までの期間内に遺漏なく事務処理を行うことは困難であるため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期よりも先に設定している。 【支障事例】現行のスケジュールでは8月中旬までの県への需要数報告に当たり、多くの市町村等は実質5月頃から7月までの間に調査研究、教育委員会を2回程度、審議会を3回程度、その他教科書展示会や市民・保護者意見の集約、採択等を行っており、スケジュールはかなり逼迫している。また、各機関における採択日から県への需要数報告までの期間も短くなるため、採択に係る調査研究期間の確保とともに、需要数報告の事務処理期間の確保も厳しい状況である。 なお、令和2年度の教科書採択状況調査によると、全都道府県の約75%が当県同様8月31日までに都道府県への需要数報告期限を設定していることから、多くの都道府県が同様に苦慮しているものと考えられる。	教科書採択までの十分な調査研究期間の確保、正確な需要数の把握及び県下各機関の負担軽減。	文部科学省	北海道、仙台市、桶川市、千葉市、八王子市、小田原市、豊橋市、京都市、兵庫県、山陽小野田市、高知県、熊本市	○当市における需要数報告については、市立小中学校36校から提出される書類の受領、確認、報告作業を行っているが、取りまとめるのに2週間程度を要している。特に、各学校からの報告内容については、児童生徒数との整合性も含め、内容に誤りがないか確認しており、誤りがあった場合は修正を依頼しているため、県への報告までに時間を要している。 ○教育委員会への報告時期は、学校の夏季休暇期間にあたるため、担当者が勤務していない場合があり、修正に時間を要している。 ○児童生徒の使用する教科書について、実態等に合わせた調査のために十分な期間を確保する必要がある。また、その後の事務の時間の確保も必要である。 ○当市でも令和2年度の教科書採択の際、スケジュールがかなり逼迫しており、十分な調査研究期間の確保のため需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保が必要である。 ○当県における需要数報告業務にあたっては、学校から提出される書類の受領、確認、集計作業の補正に多くの時間を費やしている実態があり、採択時期から需要数報告期限までの期間内に遺漏なく事務処理を行うことは困難な状況である。また、採択に至るまでの事務量も多く、タイトなスケジュールとなっている。 ○当県においても、需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校等から提出される書類の受領、確認、集計作業に約1か月を要するため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期よりも先となる8月下旬の第1次期限と9月当初の第2次期限と、2回に分けてに設定している。各機関における採択日から県への需要数報告までの期間が短いため、需要数報告の事務処理期間の確保が厳しく、結果として修正や差し替え事例が多く生じており、県から国に対する報告も、期限前日や当日に駆け込みで処理しなければならないことが常態化しつつある。 ○令和2年度は8月11日に全教科の採択を終えるために、4月末から調査研究に取り組んでいた。また、県への教科用図書需要数報告を8月31日までにするために、各学校の需要数報告〆切は8月21日としていた。8月中旬は学校閉庁日もあり、採択教科書の情報を入手してから、提出まで数日しかない学校もあり、学校の担当者に負担をかけることとなった。
71	広島市、広島県	難病法における所得区分認定に当たっての税制上の申告をしない者の取扱いの見直し	難病法における特定医療費の支給認定を行う際の負担上限月額認定に際して、各市町村が税制上の申告を不要としている者であれば、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求めることを改め、地方公共団体の判断により、その者を非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、あるいは、本人から申立書等を徴することをもって非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、その取扱いの見直しを求める。	「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」における特定医療費の支給認定を行う際、併せて行う患者本人の負担上限月額認定に際して、「特定医療費支給認定実施要綱(「特定医療費の支給認定について」)(平成26年12月3日健発1203第1号厚生労働省健康局長通知)の別紙)」において、「非課税であることから税制上の申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者については、原則として、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求め、その証明書を提出させるものとする。なお、非課税であることが確認できなければ、所得区分を『⑥上位所得』として取り扱うこと」と規定されている。 一方、当市においては、市民税が非課税となる者については、地方税法第317条の2及び当市市税条例により、税制上の申告を不要とする取扱いとしており、非課税であるため税制上の申告をしていない者に対して、難病法における特定医療費の支給認定手続のためだけに、税制上の申告を行うよう依頼しなければならないため、市民から多くの苦情が寄せられている。 さらに、更新申請の際も同様に、税制上の申告をしていない者に対して、改めて税制上の申告を依頼しているが、そのケースは年間100件以上(令和3年度実績)にも上っており、難病を抱えた多くの方に課税担当窓口に来庁して申告を行ってもらう負担が生じている。 そのため、介護保険の負担割合の判定における未申告者の取扱いと同様に、未申告者である場合は非課税として取り扱うことを可能とする、あるいは、収入の状況が非課税となる程度である旨の申立書を徴することをもって非課税として取り扱うことを可能とすれば、支障は解決すると考えられる。	各市町村の非課税者に係る申告の取扱いに則した運用とすることにより、様々な症状を抱える難病患者が課税担当窓口に来庁して手続を行う負担を軽減できる。また、地方公共団体にとっても、未申告者への申告依頼が不要となることから、負担の軽減につながる。	厚生労働省	北海道、仙台市、川崎市、相模原市、滋賀県、兵庫県、久留米市、宮崎県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>文部科学省はこれまで、教科書発行者に対し、教科書見本を作成次第速やかに送付することを求めるとともに、平成15年には教科書発行者等の関係者と協議・調整した上で、法令上の採択期限及び需要数報告期限を約2週間程度繰り下げ、9月16日としたところである。さらなる報告期限の見直しについては、その後の教科書発行者による印刷業務や教科書供給会社による供給業務への影響が大きく、翌年度4月に児童生徒に確実且つ高品質の教科書が行き届くことを保障するためには報告期限をこれ以上後ろ倒しすることについて、現状においては物理的に困難である。</p> <p>なお、支障事例について、域内各学校が予めの需要数の調査を行い、採択決定後に教科用図書を割り振るなど、市町村における需要数集計事務と採択事務を並行して行うことや選定審議会の開催を柔軟に行うことでスケジュールの逼迫の回避手段を講じることが可能と認識している。</p> <p>また、都道府県への需要数報告は、市町村教育委員会や各学校から順次行われるところ、まずは、都道府県において順次集計作業を行う等事務処理の効率化や工夫を行うことで、市町村の調査研究等のスケジュールを逼迫させないよう都道府県における報告期限の見直しを検討されたい。</p>	<p>第一に、報告期限の見直しは物理的に困難との回答であるが、その前提としての、需要数報告期限から教科書供給までの具体的なスケジュールをお示し願いたい。</p> <p>第二に、学校設置者における需要数集計事務と採択事務の並行実施等については、市町村立学校等は、教科書事務執行管理システムへの入力に際して、設置者から配付された採択教科書リストのデータを取り込んだ上で、需要数を入力する必要があるため、教科書採択後でなければ作業を行うことができない。また、仮に、教科書採択前に仮の教科書リストをデータ取り込みし、需要数を入力したとしても、教科書採択後に教科書リストデータを再取り込みし、学校単位で需要数を再入力する必要があるため、スケジュールのひっ迫は回避できない。</p> <p>なお、仮入力の方法をとった場合に、学校設置者単位で出力したCSVファイルの教科書リスト部分を直接修正することにより、学校設置者単位の需要数は集計できるため、文部科学省が、そのような方法で作成したデータの提出も認めるのであれば、業務平準化の一つの手段となりうると考える。</p> <p>第三に、都道府県における事務処理の効率化については、平成15年の需要数報告期限の後ろ倒し以降、20年近くに渡り効率化や工夫を行って来ているが、今なお全国で7割以上の市町村教育委員会が8月15日以前に教科用図書を採択している実情を踏まえると、教科用図書の調査研究を充実するためには、更なる需要数報告期限の見直しが必要と考える。</p> <p>加えて、事務処理の効率化という観点からは、教科書事務執行管理システムの、より効率的で扱いやすい仕様への改善が不可欠と考える。</p>	<p>【仙台市】 文科省の回答は、採択事務期間の逼迫理由を都道府県の事務期間設定に問題があると指摘しているが、各都道府県や市町村教育委員会の教科書採択事務の実態を理解した回答になっているとは言い難い。採択に使用する教科書見本本の配本時期(4月末まで)や教科書目録の発行時期(4月末)、編集趣意書の発行時期(5月上旬)、教科書展示会開催期間(6月中)など、様々な制約がある中、採択期間となる4月から8月31日迄の間の、実働可能日、調査研究等に当たる学校の教員や事務局のスケジュール確保、教科書採択に向けた審議や調査研究の内容や回数を鑑みれば、本市の場合、採択は最短で7月末となる。これらは、文科省が通知する「公正確保の徹底」に基づく十分な審議や調査研究の実現、「採択事務処理」で求められている正確な需要数報告などに対応するものであり、「公正確保の徹底」にある採択手続きの適正化と重要な関わりを持つ。採択結果を学校へ通知し、各学校からの需要数の報告を受け、正確に都道府県教委に報告するには、限定された期間内で膨大な確認作業や集計作業等の事務処理を要する。規模の小さい市町村教委と政令指定都市規模の教委では必然的に取扱事務量は異なり、一律ではない。文科省回答にある事務作業の提案は、教科書採択に関する業務を見込みで行うように受け止められるが、通知内容に照らして、問題はないのか疑問である。次年度は4年に1度の小学校教科書の改訂を含む採択年度となり、求めている措置の必要性は今年度以上に高くなると考える。</p> <p>【小田原市】 報告期限のこれ以上の後ろ倒しが困難とのことから、各学校への報告依頼の時期を前倒しするように見直すとともに、需要数集計事務と採択事務を同時期に行うなど、スケジュール調整により、回避手段を講じていきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療費助成制度の適切な制度運営のためには、申請者の負担上限額を適切に把握する必要があり、申請者からの申告を促すことから、非課税であることから税制上の申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者についても、証明書の提出がない限り、非課税としてではなく上位所得として取り扱うこととしている。</p> <p>ご提案のように、非課税であることから税制上の申告をしていない者についても非課税として取り扱うことは、負担上限額を適切に把握することができなくなることが懸念されることから、証明書等に基づく負担上限額の算定を継続する必要がある。</p> <p>また、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項において、都道府県は、負担上限額の算定のために必要な事項に関する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができるとされている。</p>	<p>本提案の趣旨は、第1次回答で記載された原則的な取扱いを認識した上での、各地方公共団体の実情等に応じた手続の弾力化である。当市では、地方税法第295条及び第317条の2に基づき、広島市市税条例において、市民税が非課税となる範囲を定め、これに該当する者については申告を不要としている。このため、これらの者に対して、第1次回答のように特定医療費の負担上限額の算定の必要性から申告を求めることは、地方税制度において、非課税である者の税制上の申告の取扱いが各市町村の裁量に委ねられていることと整合がとれておらず、市民の理解を得ることも困難であり、適切な取扱いではないと考える。</p> <p>また、類似のケースとして、市町村民税に係る所得金額に基づく介護保険の負担割合の判定においては、市町村民税が未申告である者については、非課税者と同様の1割負担とすることとされている(費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて(平成27年7月13日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知))。</p> <p>こうしたことから、各市町村が条例に基づき税制上の申告を不要としている者については、第1次回答にある施行規則第12条第2項の「公簿等によって確認することができる」と準じて、都道府県又は指定都市の判断において、非課税の確認がとれる者として取扱うことができるようにしていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
72	広島市 【重点26】	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日総務省)」(以下「指針」という。)において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされているところである。ところで、今般、発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)」(以下「通知」という。)によると、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等で追加となった項目(有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等)を盛り込むようにとのことであった。当市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施することとしていたところ、国による全国一律の見直しを求める通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行わざるを得なくなり、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、当市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、地方公共団体における自律的な見直しの機会が損なわれることとなる。	適時適切な時期での総合管理計画の見直しを行うことにより、地方公共団体の取組状況に応じた適切な計画にすることが可能となり、また、見直し回数削減により、事務負担も軽減することができ、本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。	総務省	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがかねない。総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、自治体が柔軟に見直しを進められるよう、見直し期限の見直しを求める。○各自自治体で状況は異なると思われることから、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。○当市においても、提案市と同様の支障事例が生じており、意図しないタイミングでの計画の見直しや追加項目等の検討等により計画策定・更新に係る事務量が増大し、計画の推進に時間を割くことが困難であった。○見直しに係る必須項目等の詳細が示されてから1年程度しかなかったため、既に決まっていた見直しスケジュールを変更して、2年連続での計画改訂をすることとなった市町村もあり、人的にも経済的にも市町村を圧迫している。○公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、平成26年4月総務省「指針」に基づき、平成29年3月に市の公共施設等総合管理計画(基本方針)を策定したところである。ところがその後、平成30年2月総務省通知により令和3年度までに少なくとも向こう10年間の長寿命化対策等の効果額を盛り込むことや、令和4年4月総務省通知により、脱炭素化の推進方針や盛り込むことなど、国が一律に期限を設けて改訂するよう地方公共団体に度々指示している。しかし、地方公共団体は総合管理計画を推進していくことが重要であり、国による再三の総合管理計画の見直しのためには、膨大な作業を伴い、特に規模の小さい地方公共団体にとって、大きな事務負担となっており、計画の推進に労力を割けなくなっている。国の指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、国が目指す公共施設の量・質の最適化やコスト縮減が推進が進まない要因となる。○当市公共施設等総合管理計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、3年を目途に計画の検証、見直しを行うことと定めている。総務省の示す[見直しに当たっての留意事項]について、見直しの必要性は認識する。しかし一方、今後、さらなる見直しの要請があり、期限が一律に定められている場合には、市が主体的に行おうとする見直しのサイクルを阻害する懸念はある。見直しの期限については、各自自治体のPDCAサイクルや進捗状況に応じて柔軟に対応できるよう、幅広に設けていただくのが望ましいと考える。
73	岡山県、宮城県、中国地方知事会	農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せず実施すること	農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。	農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要望量調査や整備した施設の利用実績調査については、実施要領や交付要綱等に都道府県を経由する旨の記載がないにも関わらず、運用として国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づく活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県では事業の詳細を把握していない。要望量調査等に関する市町村からの問合せに不明点がある際は国に問合せをしており、業務が煩雑となっている。	調査に係る事務の執行が都道府県を経由せずに可能となり、都道府県においては事務負担の軽減が図られる。市町村においては、国への直接の問合せが可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。	農林水産省	長野県、鳥取県、鳥根県、徳島県、大分県	○国が直接交付している事業について、事業評価の調整と取りまとめ報告の依頼もあった。交付事業に関する書類等が県には無く、かつ事業の詳細も把握していないため、提出書類の記載方法など市町村からの問い合わせに際して国に問合せをするなど業務が煩雑となっている。○旧活性化整備対策における国の直接採択地区についても、要望量調査や活性化計画策定にあたる内容確認・修正等の依頼が県を経由しており、業務が煩雑になっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。</p> <p>一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。</p> <p>今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。</p>	<p>第1次回答では、令和3年度末までの見直しを求めた理由として、周知の内容が記載されているにとどまっておらず、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年4月22日付け総務省通知)」において、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねるという考え方が示されている中で全国一律の期限で見直しを求めた理由や、一律に見直しを求めなかった場合の国における支障などについて言及がなく、本提案への対応が困難な理由も示されていない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和5年度末までの見直しを認めるという配慮を行ったとあるが、本提案は、そうした特殊事情への配慮を求めるものではなく、指針の考え方にに基づき、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねることを求めるものである。当市としては、期限を定めた全国一律の見直しを求めることが指針に沿った対応ではないと考えており、また、実際に具体的な支障も生じていることから、提案の趣旨をご理解いただき、「今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討」するのではなく、今回の回答において、今後は全国一律の見直しを求めないことを明確にお示しいただきたい。</p>	<p>【川崎市】 「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、具体的な対応として、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>御指摘のとおり、事業実施に当たっては国から市町村に直接支援するケースがあるため、施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、国から市町村に直接照会することを徹底する。事業実施前の要望量調査は、次年度の予算要求の基礎資料となるため、これまで通り都道府県から市町村に調査の周知をお願いしたいが、調査の回数・方法等により都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。事業実施に際して市町村に直接支援できる農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)【定住促進対策型・交流対策型】について、申請後は都道府県を経由せずに資料等を国と市町村でやり取りしているケースもあるため、施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、国と申請市町村で直接照会、やり取り等を行うことを徹底する。</p> <p>なお、次年度に向けた要望量調査は、次年度の予算要求の基礎資料として利用しており、悉皆的に市町村の要望を把握する必要がある。今後、市町村に要望がある場合、農林水産省のホームページにアクセスし、直接アンケートフォームに記入いただく方式に変更するので、都道府県においては、引き続き要望量調査の管内市町村への周知について、ご協力をお願いしたい。ただし、(1)これまで複数回実施していた回数を見直し必要最小限とする、(2)調査内容等の照会は農林水産省に直接行ってもらうよう明示する、といったことを実施し、都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。</p>	<p>第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討をお願いしたい。</p> <p>また、要望量調査のアンケート方式への変更については賛同するが、市町村事務の負担増とならないようにするとともに、アンケート結果や施設の利用実績等の情報提供をお願いしたい。</p> <p>なお、第1次回答で記載のあった、要望量調査の市町村への周知については協力する考えであるが、複数ある事業メニューについて一括して調査依頼するなど、都道府県の事務負担軽減に配慮願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国市長会】 事業実施主体が民間事業者であっても市町村が活性化計画を作成する必要があるため、県と情報を共有するために県を経由した要望量調査は一定の意義があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
74	岡山県	湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。	当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。	計画期間の設定を弾力化及び指定湖沼の実情に即した汚濁負荷量の推計や水質の予測等ができるようになることで、水質保全の目的は維持しつつ都道府県の事務負担が軽減されるとともに、都道府県の自主的な計画策定の推進が図られる。	環境省	宮城県	—
75	名古屋市、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の都道府県知事の権限を、希望する指定都市市長に移譲できるようにすること。	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の都道府県知事の権限を、希望する指定都市市長に移譲できるようにすること。	都市部においては感染拡大のスピードが早いと、特に機動的かつ柔軟な対応が求められるところであるが、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設に対する閉館等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6において民間の事業者への休業要請等は都道府県知事の権限とされているため、市有施設等については市で対応可能だが、民間の類似業種・施設等に対しては、市から要請できず、市有施設と一律に感染拡大防止のための対応を求めることができない。実際に、本市においては、福祉施設やスポーツジムでクラスターが発生した際に、従事者・利用者ともに他施設と掛け持ちの可能性があるため、感染拡大防止の観点から、他の市有の福祉施設やスポーツ施設を休業したが、民間の施設に対しては、同様の対応を求めることができず、十分な感染拡大対策を講じる上での支障となった。	人口が集中する指定都市において感染拡大が懸念される業種・施設の感染を迅速に抑え込み、より効果的な感染拡大対策を講じることができる。	内閣官房、厚生労働省	川崎市、沖縄県	○当市では、第6波の感染拡大期において、まん延防止等重点措置の適用を国に要請すべきと考えていたが、県の見解は異なり、結局要請はなされなかった。また、まん延防止等重点措置の適用時にも、飲食店に対する時短要請の対象区域について、県との調整に時間を要したことがあった。